「こうのとりのゆりかご」検証報告書

熊本市要保護児童対策地域協議会

こうのとりのゆりかご専門部会

平成２４年３月

目　次

序章　こうのとりのゆりかごの中期的検証について　・・・・・・・・・・・・・・・・・　1

第１章　ゆりかごについて
　１　ゆりかごが設置されるまでの経緯　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2
　（1）ゆりかごの構想
　（2）医療法上の許可
　２　ゆりかごの仕組み　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2
　（1）ゆりかごの設置と運用
　（2）慈恵病院での初期対応
　３　関係機関での対応　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　5
　（1）病院から連絡を受けた後の関係機関の対応
　（2）熊本市児童相談所での対応

第２章　ゆりかごの利用状況とその背景
　１　ゆりかごの利用状況と背景　　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　7
　（1）預け入れ時の状況
　　ア　預け入れられた子どもの人数および頻度
　　イ　子どもが預け入れられた曜日と時間帯
　　ウ　子どもの性別と年齢
　　エ　子どもの健康状態と身体的虐待の有無
　　オ　病院から「両親に宛てた手紙」の持ち帰り
　　カ　遺留品
　　キ　父母等からの接触
　（2）家族等の状況
　　ア　親の居住地域
　　イ　母親の状況
　　ウ　父親、きょうだいの状況
　（3）預け入れの経緯
　　ア　出産の場所
　　イ　子どもを預け入れに来た者
　　ウ　主たる移動（交通）手段
　　エ　ゆりかごに預け入れた主な理由
　２　ゆりかごの利用状況の特徴　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17
　（1）預け入れ時の状況について
　　ア　預け入れ前の家族への相談について
　　イ　預け入れの理由について
　　ウ　幼児の預け入れ事例について

エ　障がいがある子どもの事例について
(2) 家族等の状況
ア　親の判明について
イ　子どもの実父について
ウ　その他
(3) 預け入れの経緯
ア　自宅出産事例について
イ　遠距離の移動について
３　預け入れられた後の子どもの状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
(1)　身元が判明した事例
ア　判明事例における養育状況の割合
イ　養育状況の推移
(2)　身元不明の事例における状況
ア　不明事例における養育状況の割合
イ　養育状況の推移

第３章　妊娠・出産にかかる相談体制と対応状況
１　慈恵病院での相談対応の状況と背景　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
(1)　相談対応の実績
ア　相談件数の推移
イ　相談者の居住地域
ウ　相談方法、相談時間
エ　相談者の状況
オ　相談内容及び対応状況
(2)　緊急ケースへの対応（緊急対応・緊急面談））
(3)　相談事例での特別養子縁組の状況
(4)　慈恵病院における相談事例の特徴
２　妊娠・出産にかかる熊本県・熊本市における相談対応の状況　・・・・・・・・ 32
(1)　熊本県・熊本市における相談対応状況
ア　相談件数
イ　相談方法、時間帯
ウ　相談者の状況
エ　相談内容
エ　行政への相談の特徴

第４章　ゆりかご事例と相談事例から見える諸課題
１　ゆりかごに預け入れる以前の課題　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 36
(1)　妊娠･出産･養育にかかる相談体制と公的機関の対応のあり方について

(2)　妊娠・出産期からの支援体制について
(3)　妊娠・出産に対する意識・理解について
(4)　ゆりかごに預け入れられるまでの危険性について
２　ゆりかごの運用面と対応における課題　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 39
(1)　慈恵病院での対応
ア　施設の運用、初期対応について
イ　幼児の預け入れ事例について
ウ　ゆりかごの中に置かれた手紙について
エ　預け入れた者との面接、身元判明について
(2)　児童相談所および関係機関の対応
ア　保護者を探す努力について
イ　就籍手続きについて
(3)　利用状況などの公表について
３　預け入れられた後の子どもの援助に関する課題　・・・・・・・・・・・・・ 40
(1)　児童相談所での保護・援助について
(2)　子どもの健全な成長の確保について
(3)　里親制度と養子縁組制度をめぐる課題
ア　里親制度について
イ　特別養子縁組について
４　措置解除後の子どもに対する援助について　・・・・・・・・・・・・・・・ 42

第５章　ゆりかごへの評価　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 43
１　子どもの人権・子どもの福祉の観点からの評価
２　生命の保障、生命・身体の安全の確保からの評価
３　「安易な預け入れにつながっていないか」との観点からの評価
４　ゆりかごの匿名性の観点からの評価
５　「設置当初の想定と実際との比較」の観点からの評価
６　「相談業務と一体的に運用されるゆりかご」の評価

第６章　今後の対応策　－各機関への要望－　・・・・・・・・・・・・・・・・・ 47
１　慈恵病院に対する要望
２　熊本市に対する要望
３　国に対する要望
４　全国の行政・関係機関に対する要望
５　マスメディア関係者に対する要望
６　地域社会の人々に対する要望

おわりに　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 49
委員名簿　審議経過

【資料編】

資料１　こうのとりのゆりかごの利用状況にかかる統計資料・・・・・・・・・・・　52
資料２　妊娠に関する悩み相談３機関比較　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　64
資料３　相談窓口広報カード　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　81
資料４　慈恵病院ホームページ　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　82
資料５　県検証報告書における国に対する提言と要望の概要　・・・・・・・・・・　84

序章　こうのとりのゆりかごの中期的検証について

「こうのとりのゆりかご」（以下「ゆりかご」という。）は、熊本市島崎にある医療法人聖粒会慈恵病院が、病院の建物内部に設置し、平成 19 年５月 10 日から運用を始めたもので、本年度で５年目を迎えている。

ゆりかごに関する検証は、医療法上の許可を行った熊本市と、その当時、児童養護を担う熊本県が、役割分担しながら進められ、熊本市が設置した「こうのとりのゆりかご専門部会」（以下「当専門部会」という。）では、平成 19 年９月以降、おおむね３か月に１回、主に「ゆりかごが安全で適正に運用されているか」といった観点から短期的検証を実施した。短期的検証の結果はそのつど報告し、さらに１年に１回、利用状況の公表を行ってきた。

一方、熊本県が設置し、熊本市と共同で運営した『「こうのとりのゆりかご」検証会議』（以下「県検証会議」という。）では、短期的検証の結果を踏まえたうえで、ゆりかごの利用事例や慈恵病院における相談事例などの分析を通して、ゆりかごをめぐる社会的な課題、児童福祉における課題や制度上の問題を明らかにし、国や関係機関への提言や要望をとりまとめることを目的とする中期的検証を実施した。平成 19 年 11 月以来、審議を重ねた結果、平成 21 年 11 月 26 日に『「こうのとりのゆりかご」が問いかけるもの～こうのとりのゆりかご検証会議・最終報告～』（以下「県検証報告書」という。）として取りまとめられた。

平成 22 年４月１日、熊本市が新たに児童相談所を開設したことにより、児童相談所設置市として、それまで熊本県が担っていた、ゆりかごに預け入れられた子どもへの対応についても責任を担うことになったことから、当専門部会において、これまでの短期的な検証に加え、ゆりかごをめぐる中期的観点からの検証もあわせて行うこととした。

本報告書のまとめにあたっては、熊本県が行った平成 19 年５月 10 日から平成 21 年９月 30 日までの検証を踏まえ、検証期間を平成 21 年 10 月１日から平成 23 年９月 30 日までの２年間として、その期間に預け入れられた 30 事例について、四半期ごとの短期検証を行いながら、利用状況や背景・事情の分析を行い、課題を整理した。

さらに、預け入れ後の子どもの状況についての検証として、ゆりかごが設置されてから平成 23 年９月 30 日までの約５か年の期間における全 81 事例を対象として、預け入れ後の一時保護から乳児院・児童養護施設への措置、里親委託若しくは養子縁組といった養育の流れにそって、子どもの現況調査を実施し、その結果を踏まえて課題を整理した。

検証にあたっては、県検証報告書からの継続性を図り、比較検証が可能となるように、県検証会議における検証方法を基本的に踏襲した。

なお、報告書本文では、表記上、県の検証期間（平成 19 年５月 10 日～平成 21 年９月 30 日）を第１期、今回の検証期間（平成 21 年 10 月１日から平成 23 年９月 30 日）を第２期とした。

第１章　ゆりかごについて

１　ゆりかごが設置されるまでの経緯

(1) ゆりかごの構想

平成 18 年 11 月９日、熊本市島崎にある医療法人聖粒会（慈恵病院）が進める「こうのとりのゆりかご」の設置計画が明らかになった。

慈恵病院では、平成 14 年から、妊娠に悩む女性のために、「赤ちゃんのための電話相談」を実施するなど、早くから胎児や子どもの命を守るための取組を行っていたが、遺棄されて命を落とす新生児や人工妊娠中絶で失われていく命を救いたいとの思いから、ドイツの取組などを参考として、匿名で子どもを預かる施設の設置が計画されたものである。

(2) 医療法上の許可

ゆりかごの設置については、病院施設の用途・構造の変更を伴い、医療法上の許可が必要とされたため、平成 18 年 12 月 15 日に慈恵病院が医療法に基づく建物の変更許可申請を熊本市に提出した。

熊本市では、ゆりかごの許可が現行の法律上問題ないか、国(厚生労働省)や熊本県とも協議を重ねながら、「刑事法上、保護責任者遺棄罪に当たらないか」「児童福祉法や児童虐待防止法に反しないか」などを中心に、許可の是非について検討を行った。

最終的には、国が平成 19 年２月に「直ちに違法とはいえない」との判断を示したこともあり、熊本市は同年４月５日、「医療法上の変更許可をしないこととする合理的な理由はない」と判断し、許可したものである。なお、その際、「子どもの安全確保」「相談機能の強化」「公的相談機関等との連携」の３つの留意事項を遵守するよう条件を付した。

２　ゆりかごの仕組み

(1) ゆりかごの設備と運用

平成 23 年１月に慈恵病院の新病棟（産科・小児科棟）が開設されたことに伴い、ゆりかごの施設は当初の設置場所から１月 23 日に移転し、産科・小児科棟（マリア館）南側に子どもを受け入れるための窓口（図 1-1）が設置されている。

屋内の保育器内は一定の温度に保たれており、そこに子どもが預け入れられると、子どもの安全確保のため、扉が自動的にロックされる。同時に、ナースステーション及び新生児室２か所のブザーが作動し、そこにいる職員が直ちに子どもを保護することとなっている。

慈恵病院は、事前の相談機能を主目的としてゆりかごを設置しており、子どもを預け入れる前に相談を促すために、ゆりかごへの経路上には親に相談を呼びかける内容の案内板（図 1-2）が設置されている。また、ゆりかごの扉の横には、インターホンとともに「赤ちゃんの幸せのために預ける前にチャイムを鳴らしてご相談ください。」との表示板（図 1-3）が設置されている。

病院の現在のホームページには、「『こうのとりのゆりかご』は、正しくは『新生児相談

室』といい、『小さないのちを救いたい』という思いと、赤ちゃんとお母さんの将来の幸せのために相談を行うことが第一の目的です」との記載があるように、病院では、時間の経過とともに、より相談業務と一体になった運用を前面に出すようになっている。

【図 1-1：ゆりかごの外観】

【図 1-2：ゆりかごへの経路上に設置された案内板】

【図 1-3：ゆりかご扉右壁面部分の表示】

(2) 慈恵病院内での初期対応

子どもが預け入れられた場合、病院では、子どもを保護し、医師の健康チェックを行うとともに、直ちに関係機関（慈恵病院の所在地を所轄する熊本県警察熊本南警察署〔以下「熊本南署」という。〕、同様に管轄する熊本市児童相談所）に連絡を入れる。預け入れた者との接触ができた場合には、できる限り相談につないでいる。

預け入れられた子どもの身元がわからない場合、戸籍法上は「棄児」として、熊本南署から、熊本市に対して戸籍法に基づき申出がなされ、熊本市において戸籍が作成されることとなるため、慈恵病院からの熊本南署への連絡は、棄児の第一発見者からの警察官への申告と位置づけられる。同時に棄児は、児童福祉法上「要保護児童」として取り扱われるため、慈恵病院からの熊本市児童相談所への連絡は、要保護児童がいる旨の通告と位置づけられる。

【図 1-4:ゆりかごに預け入れられた場合の慈恵病院内での初期対応の流れ】

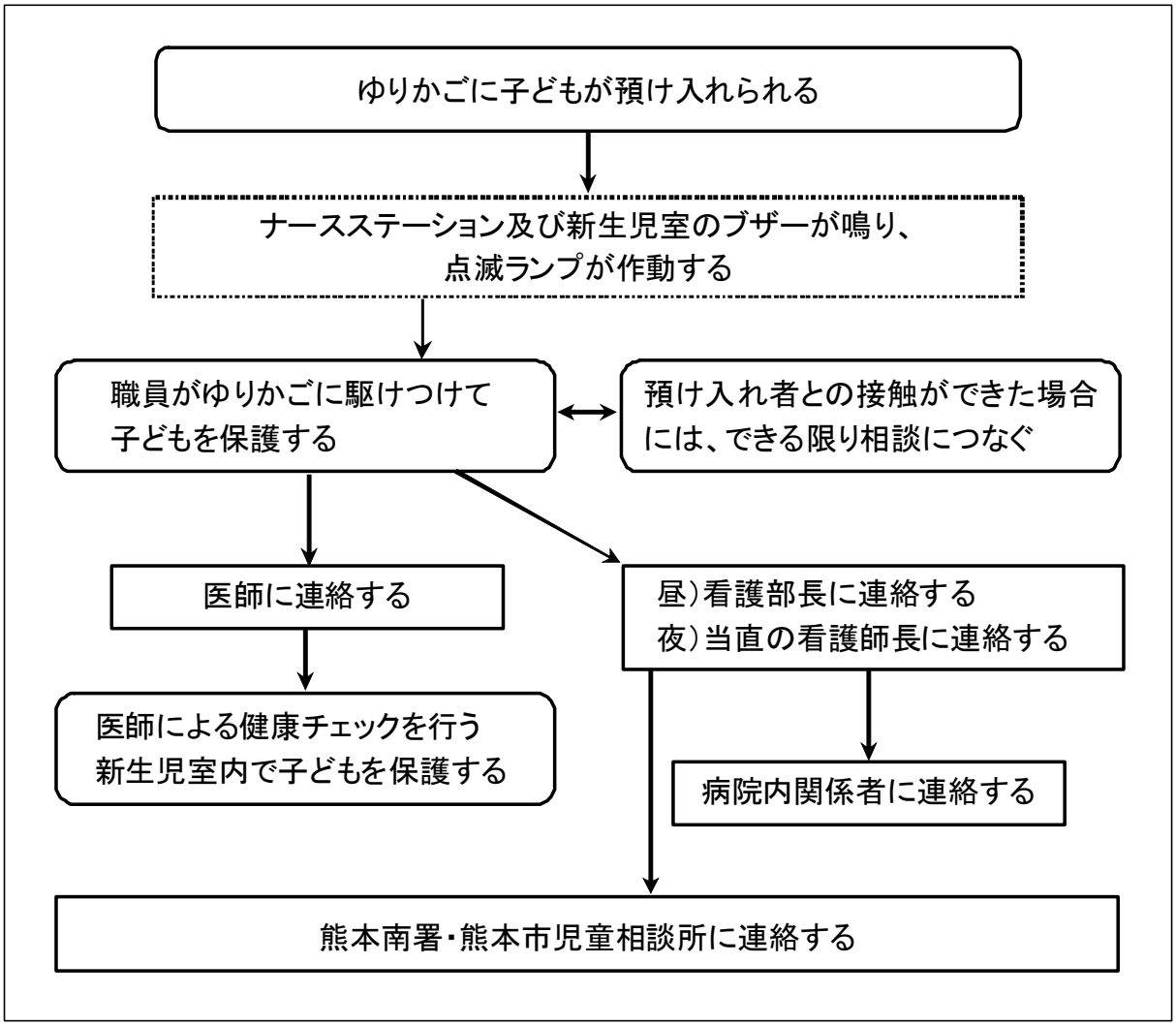

３　関係機関での対応

(1) 病院から連絡を受けた後の関係機関の対応

熊本南署の警察官が現場に駆けつけ、保護責任者遺棄罪など、「事件性」がないか確認する。子どもの身元がわからない場合、後日、熊本南署は、棄児発見申出書を作成し、熊本市長に申し出る。

通告を受けた熊本市児童相談所では、職員が直ちに慈恵病院に駆けつけ、現場において、子どもの保護に当たる。

熊本市は、熊本南署からの棄児発見の申出（棄児発見申出書）を受け、後日、棄児発見調書を作成する。また、熊本市長が子どもの姓名をつけ、本籍地を定める。

なお、熊本市では二重戸籍となることを排除するため、また、できるだけ実親による就籍が望ましいことから、預け入れられたときの状況や熊本市児童相談所による社会調査の結果を踏まえ、就籍手続きを行っている。

(2) 熊本市児童相談所での対応

子どもが預け入れられ、連絡を受けた熊本市児童相談所は、即日、一時保護措置をとる。おおむね生後５日以内の状態と推測される新生児については、慈恵病院において公費による委託一時保護が行われる。また、生後５日を超えている安定した状態と判断される新生児については、預け入れられた時間帯に応じて、即日遅くとも翌日には乳児院への委託一時保護または入所措置がとられる。また、おおむね２歳以上の子どもの場合には、一時保護所での一時保護措置を経て児童養護施設への入所措置となる。

預け入れの際の慈恵病院の医師による健康チェックの結果、医療行為が必要と判断された事例については、慈恵病院や対応できる医療機関に委託一時保護を実施し、疾病状態に応じた対応がとられる。

熊本市児童相談所においては、子どもにどのような援助が必要かを判断するため、子どもの成育歴や家庭環境などを把握する社会調査を実施しており、ゆりかごに預け入れられた子どもについても、一般の取扱いと同様に社会調査を実施する。

親が判明した場合には、親の居住地の児童相談所にケース移管する手続きをとるが、親が判明しない子どもについては、熊本市児童相談所において乳児院・児童養護施設などへの入所措置、さらには里親への委託といった形で、「公の責任」の下で社会的養護の仕組みで対応されることになる。また、親が判明せず家庭引き取りになる見通しがない場合は、民法に基づく特別養子縁組の手続きが進められることもある。

【図 1-5：ゆりかごに預け入れられた児童の措置援助等のフローチャート】

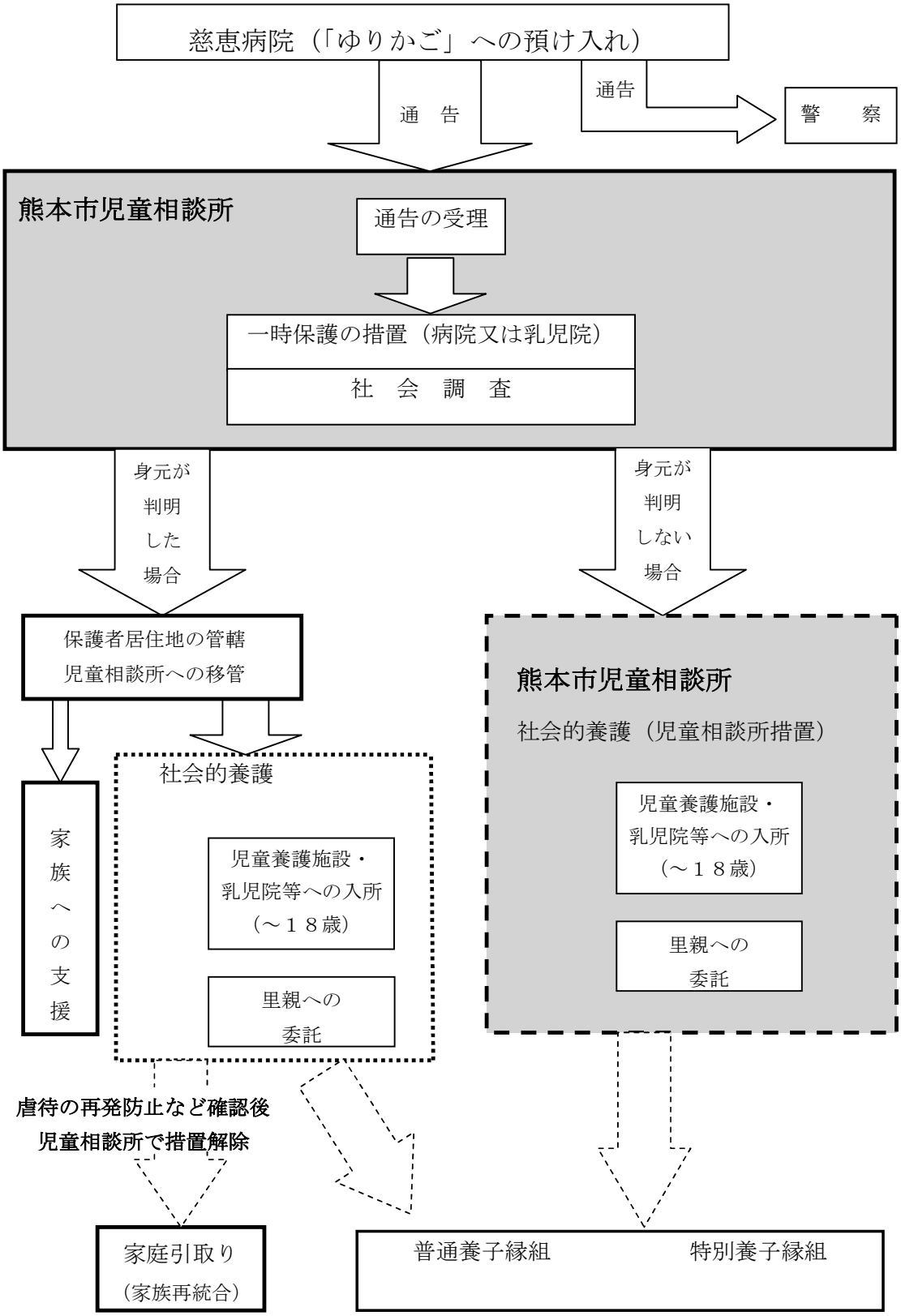

第２章　ゆりかごの利用状況とその背景

１　ゆりかごの利用状況と背景

第２期（平成 21 年 10 月１日から平成 23 年９月 30 日まで）の２年間の利用状況は以下のとおりである。

(1)　預け入れ時の状況

ア　預け入れられた子どもの人数および頻度

第２期の２年間に、合計 30 人の子どもの預け入れがあった。年度ごとの内訳は、平成 21 年度（６か月）６人、平成 22 年度（12 か月）18 人、平成 23 年度（６か月）６人である。

この期間では１か月約 1.25 人のペースでの預け入れになるが、３か月単位でみた場合、最も多かった期間では８人、最も少なかった期間では２人である。また、１か月単位でみた場合、最も多い月は１か月５人である。さらに、１日に２件の預け入れがあった日があった。

第１期、第２期を通した利用件数では平成 20 年度が 25 件と最も多く、それ以外の年度については 10 件台後半で推移している。

イ　子どもが預け入れられた曜日と時間帯

子どもが預け入れられた曜日について、30 人のうち３分の１にあたる 10 件が土曜日に預けられている。また、時間帯では、12 時から 18 時までが 12 件と全体の約４割（40.0%）を占め、次いで 18 時から 24 時の時間帯が約３割（33.3%）となっている。

【図 2-1】

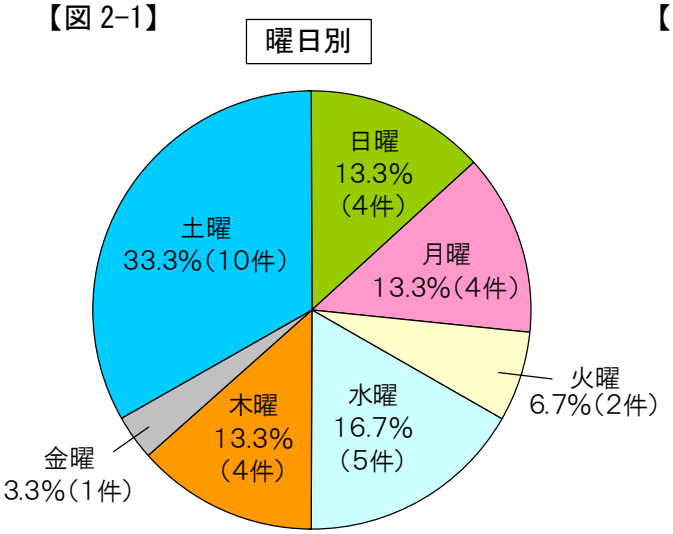

【図 2-2】

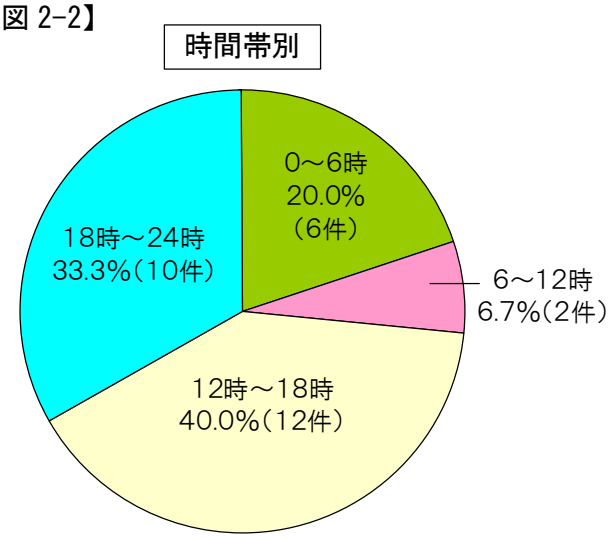

【表 2-1】

（単位：件、%）

項目		細項目	第1期 件数	第1期 構成割合	第2期 件数	第2期 構成割合	合計 件数	合計 構成割合
利用件数			51	100.0	30	100.0	81	100.0
発見日時	曜日別	日曜	8	15.7	4	13.3	12	14.8
		月曜	4	7.8	4	13.3	8	9.9
		火曜	7	13.7	2	6.7	9	11.1
		水曜	7	13.7	5	16.7	12	14.8
		木曜	10	19.6	4	13.3	14	17.3
		金曜	8	15.7	1	3.3	9	11.1
		土曜	7	13.7	10	33.3	17	21.0
	時間帯別	0時～6時	8	15.7	6	20.0	14	17.3
		6時～12時	6	11.8	2	6.7	8	9.9
		12時～18時	17	33.3	12	40.0	29	35.8
		18時～24時	20	39.2	10	33.3	30	37.0

ウ　子どもの性別と年齢

性別は 30 人中、男児が 12 人（40.0%）、女児が 18 人（60.0%）となっている。平成 21 年度、23 年度は男児が多かったが、平成 22 年度は、女児が 15 人で８割以上を占めたため、期間全体では女児の割合が高くなった。第１期では男児が多かった（男児 28 人、女児 23 人）が、第２期では女児が多く（男児 12 人、女児 18 人）、第１期、第２期を通した合計では男女比がほぼ同数になった（男児 40 人、女児 41 人）。

年齢区分は、新生児 21 人（70.0%）、乳児５人（16.7%）、幼児４人（13.3%）であった。第１期では新生児が 84.3%を占めていたが、第２期では新生児が 70.0%と新生児の占める割合が低下している。一方、第１期では 3.9%であった幼児の割合について、第２期では 13.3%と大きく伸びている。

【図 2-3】

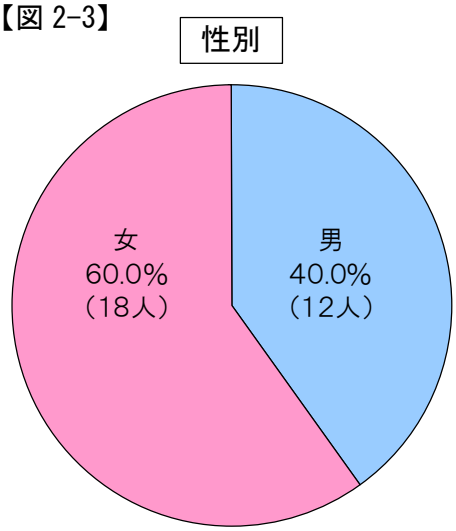

【図 2-4】

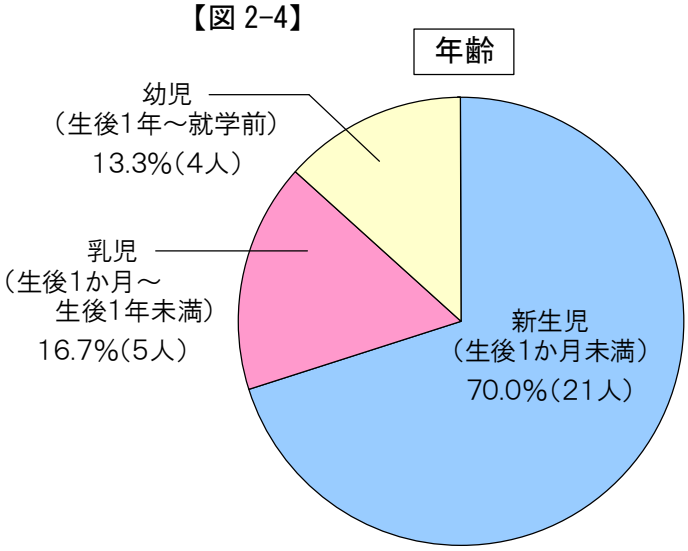

【表 2-2】

（単位：件、%）

項目	細項目	第1期 件数	第1期 構成割合	第2期 件数	第2期 構成割合	合計 件数	合計 構成割合
性 別	男	28	54.9	12	40.0	40	49.4
	女	23	45.1	18	60.0	41	50.6
年 齢	新生児（生後1か月未満）	43	84.3	21	70.0	64	79.0
	乳児（生後1か月～生後1年未満）	6	11.8	5	16.7	11	13.6
	幼児（生後1年～就学前）	2	3.9	4	13.3	6	7.4

エ　子どもの健康状態と身体的虐待の有無

子ども（新生児）の体重は、2,500ｇ以上が 20 人（新生児全体に占める割合は 95.2%）、1,500ｇ以上 2,500ｇ未満が１人（同 4.8%）であった。

子どもの健康状態については、預け入れの際の医師による健康チェックの結果、異常のなかったものが 28 人（93.3%）、精密検査など何らかの医療行為を要するものが２人（6.7%）あった。異常ではないが、低体温状態や新生児以外で低体重のものがみられた。また、出産から預け入れまでの期間が１日以内という事例が７件みられた。

身体的虐待については、預け入れられた段階で子どもへの身体的な虐待の痕跡が確認できたケースはなかった。

【図 2-5】

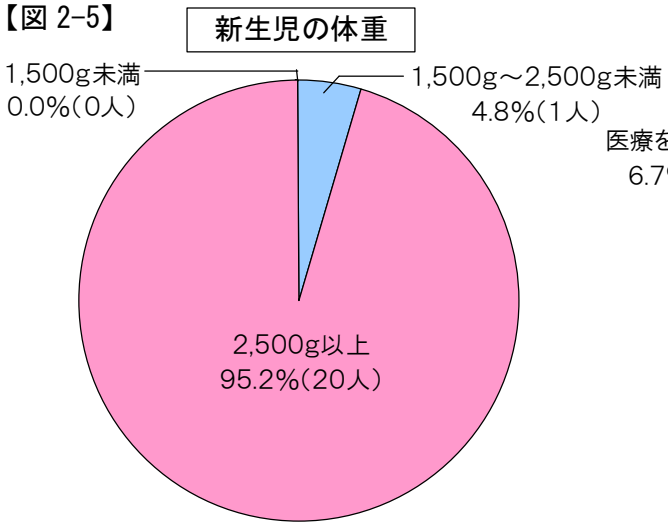

【図 2-6】

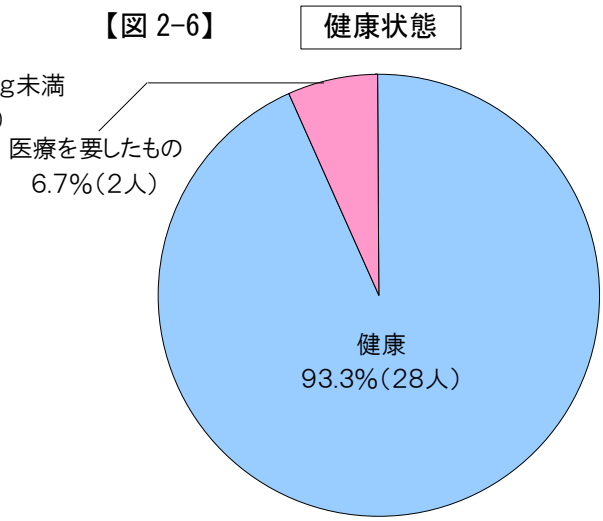

【表 2-3】

（単位：件、%）

項目	細項目	第1期 件数	第1期 構成割合	第2期 件数	第2期 構成割合	合計 件数	合計 構成割合
新生児の体重	1,500g未満	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	1,500g以上2,500g未満	7	16.3	1	4.8	8	12.5
	2,500g以上	36	83.7	20	95.2	56	87.5
健康状態	健康	47	92.2	28	93.3	75	92.6
	医療を要したもの	4	7.8	2	6.7	6	7.4

オ　病院から「両親に宛てた手紙」の持ち帰り

病院から「両親に宛てた手紙」が持ち帰られていた事例が 23 件（76.7%）あった。預け入れた母親などが、手紙を読んでその後連絡を取ってきて、身元の判明につながった事例が複数あった。

カ　遺留品

預けられた子どもの着衣以外の「物」が残されていた事例は、全 30 件のうち 16 件（53.3%）であった。このうち親からの手紙が８件（26.7%）あり、その他には粉ミルク、哺乳瓶、予備の紙おむつ、おしゃぶりなどがあった。

キ　父母等からの事後接触

預け入れ後、父母等からの事後接触があったものは 30 件中、６件（20.0%）であった。接触の時期については、当日３件（10.0%）、２日目から１週間未満２件(6.7%)、１週間以上１か月未満１件（3.3%）となっている。

【図 2-7】

父母等からの事後接触状況とその時期

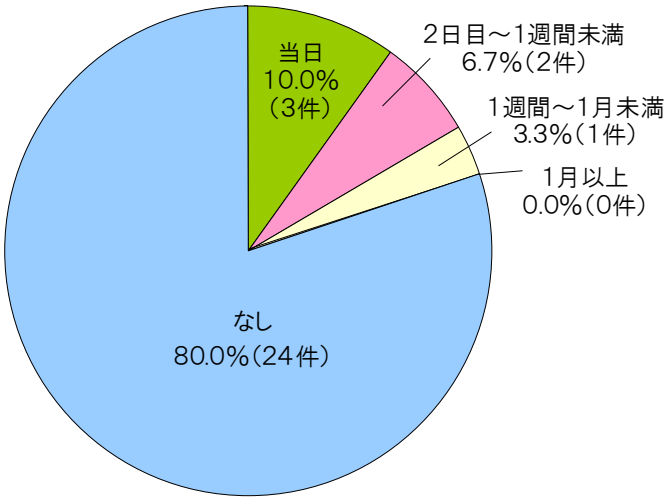

【表 2-4】

（単位:件、%）

項目		細項目	第1期 件数	第1期 構成割合	第2期 件数	第2期 構成割合	合計 件数	合計 構成割合
事後接触	接触の有無	父母等からの事後接触の件数	13	25.5	6	20.0	19	23.5
	接触の時期	当日	3	23.1	3	50.0	6	31.6
		2日目から1週間未満	6	46.2	2	33.3	8	42.1
		1週間以上～1か月未満	2	15.4	1	16.7	3	15.8
		1か月以上	2	15.4	0	0.0	2	10.5

(2) 家族等の状況

ア　親の居住地域

子どもの親の居住地は、30 件のうち 26 件（86.7%）について判明している（不明は４

件 13.3%である)。その内訳は、関東地方と熊本県以外の九州地方がそれぞれ７件（全 30 件に対して 23.3%、以下、同様)、熊本県内６件（20.0%)、近畿地方４件（13.3%)、中部地方１件（3.3%）となっている。

第１期では判明した事例については熊本県内の事例がなかったが、第２期においては、身元判明の 26 事例のうち、６件が県内事例であった。

県外の事例については、第１期と同様、遠方からの利用と九州からの利用との二極化の状況が見られ、地域では、熊本県を除いた九州各県からの利用が 23.3%と多く、また、関東地方からの利用も 23.3%と多い。第１期、第２期を通した合計では、熊本県を含む九州地方が 26 件（32.1%）を占め、これに関東地方が 18 件（22.2%)。近畿、中部地方がそれぞれ 9.9%と続いている。

【図 2-8】

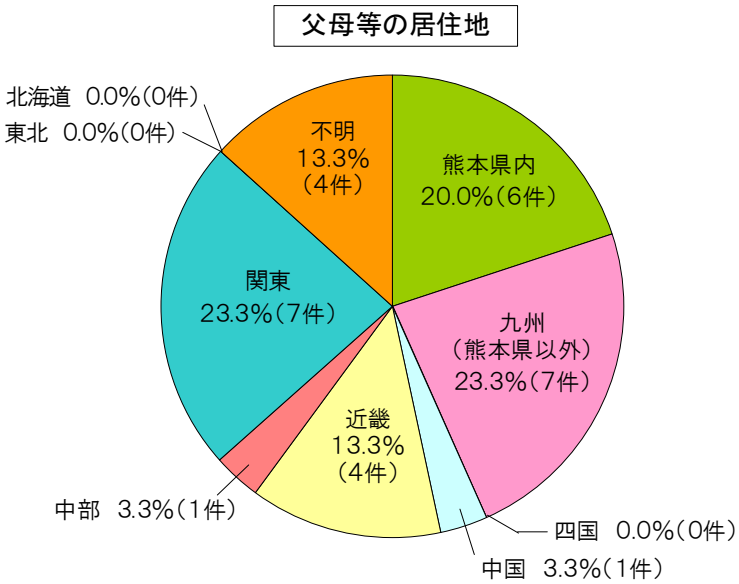

【表 2-5】

（単位:件、%）

項目	細項目	第1期		第2期		合計	
		件数	構成割合	件数	構成割合	件数	構成割合
父母等の居住地	熊本県内	0	0.0	6	20.0	6	7.4
	九州（熊本県以外）	13	25.5	7	23.3	20	24.7
	四国	1	2.0	0	0.0	1	1.2
	中国	4	7.8	1	3.3	5	6.2
	近畿	4	7.8	4	13.3	8	9.9
	中部	7	13.7	1	3.3	8	9.9
	関東	11	21.6	7	23.3	18	22.2
	東北	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	北海道	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	（不明）	11	21.6	4	13.3	15	18.5

イ　母親の状況

判明した母親の年齢は、10 代４人（13.3%）、20 代 13 人（43.3%）、30 代８人（26.7%）、40 代１人（3.3%）と、10 代から 40 代まで幅広い年代にわたっている。母親の年齢については、第１期では 20 代、30 代であわせて 60.8%を占めていたが、第２期では 20 代 30 代であわせて 70.0%であり比率がやや高くなっている。

また、母親の婚姻状況は、既婚（婚姻中のもの）事例 12 件（40.0%）、未婚の事例 11 件（36.7%）、離婚の事例３件（10.0%）、であった。

未婚の占める割合は、第１期では 33.3%であったが第２期では 36.7%とやや増加し、既婚事例は第１期 19.6%から第２期 40.0%と大きく増加している。一方、離婚事例は第１期 25.5%から第２期 10.0%と減少している。

【図 2-9】

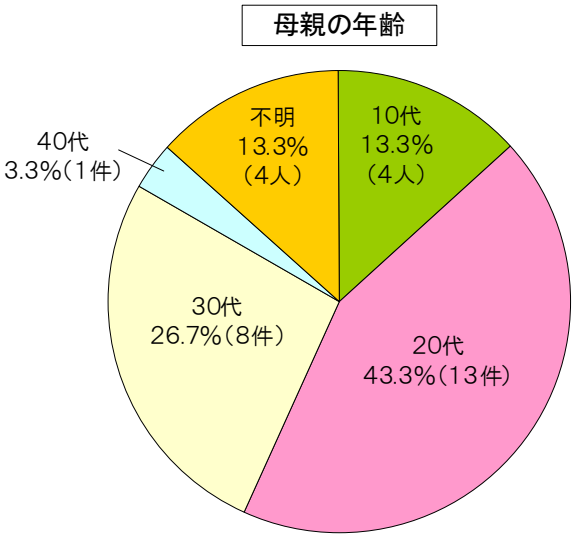

【図 2-10】

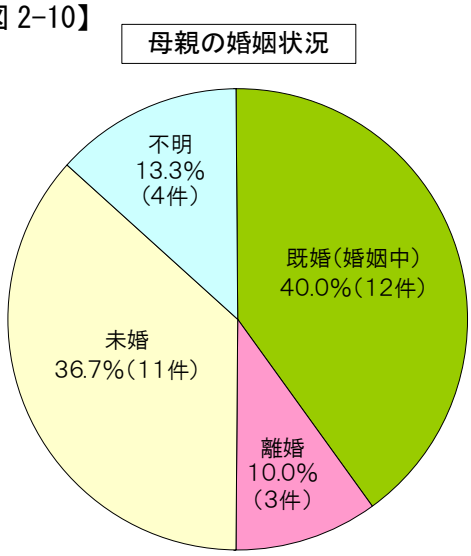

【表 2-6】

（単位:件、%）

項目	細項目	第1期 件数	第1期 構成割合	第2期 件数	第2期 構成割合	合計 件数	合計 構成割合
母親の年齢	10代	6	11.8	4	13.3	10	12.3
	20代	21	41.2	13	43.3	34	42.0
	30代	10	19.6	8	26.7	18	22.2
	40代	3	5.9	1	3.3	4	4.9
	（不明）	11	21.6	4	13.3	15	18.5
母親の婚姻状況	既婚（婚姻中）	10	19.6	12	40.0	22	27.2
	離婚	13	25.5	3	10.0	16	19.8
	未婚	17	33.3	11	36.7	28	34.6
	不明	11	21.6	4	13.3	15	18.5

ウ　父親、きょうだいの状況

父親の状況は、母親と婚姻中の事例は、９件（30.0%）、恋人等の関係にある事例７件（23.3%）、実父に母親でない配偶者がいる事例が４件（13.3%）みられた。

きょうだいの状況が判明した中で、預けられた子どもにきょうだいがいる事例が 12 件（40.0%）で、このうちきょうだいが３人以上といった事例が８件（26.7%）あった。

第１期において、きょうだい「あり」が 47.1%であったものが第２期では 40.0%と減少しており、きょうだい「なし（第１子）」事例が、第１期においては 31.4%から第２期 46.7%と増加している。なお、きょうだい「あり」のうち、３人以上のきょうだいの割合については第１期 15.7%から第２期 26.7%と増加している。

【図 2-11】 子どもの実父

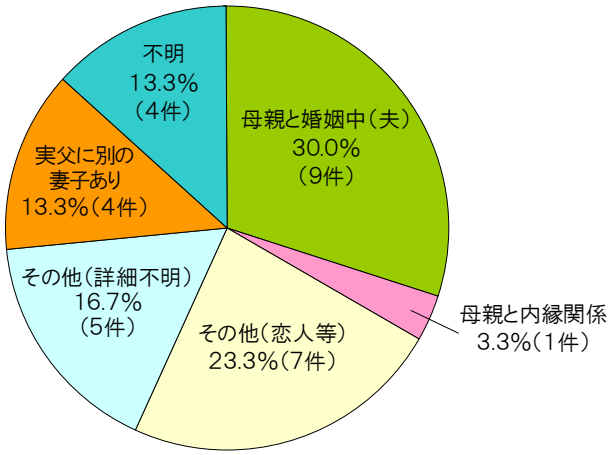

【図 2-12】 きょうだいの有無とその人数

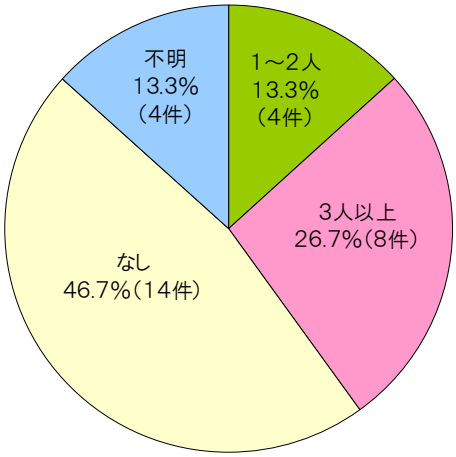

【表 2-7】

（単位:件、%）

項目	細項目	第1期 件数	第1期 構成割合	第2期 件数	第2期 構成割合	合計 件数	合計 構成割合
きょうだいの有無	あり	24	47.1	12	40.0	36	44.4
	（うち3人以上）	8	15.7	8	26.7	16	19.8
	なし	16	31.4	14	46.7	30	37.0
	不明	11	21.6	4	13.3	15	18.5
子どもの実父	母親と婚姻中（夫）	7	13.7	9	30.0	16	19.8
	母親と内縁関係	4	7.8	1	3.3	5	6.2
	その他（恋人等）	12	23.5	7	23.3	19	23.5
	その他（詳細不明）	9	17.6	5	16.7	14	17.3
	実父に別の妻子あり	8	15.7	4	13.3	12	14.8
	不明	11	21.6	4	13.3	15	18.5

（3）預け入れの経緯

ア　出産の場所

30 件中、医療機関で出産した事例が 17 件（56.7%）、医療機関と推測される事例が１件（3.3%）、自宅での出産事例８件（26.7%）、車中での出産事例が１件（3.3%）みられた。妊娠したこと自体を家族など周りの者が気付かなかった事例もあった。（自宅出産とは、医療的ケアをまったく伴わない自宅分娩を指す。）

第１期において推測を含む医療機関での出産事例は 28 件（54.9%）であったが、第２期においては 18 件（60.0%）で増加している。一方、車中出産を含む自宅出産は、第１期 16 件（31.4%）から第２期９件（30.0%）と若干減少しているものの、依然として３割を占めている。

【図 2-13】

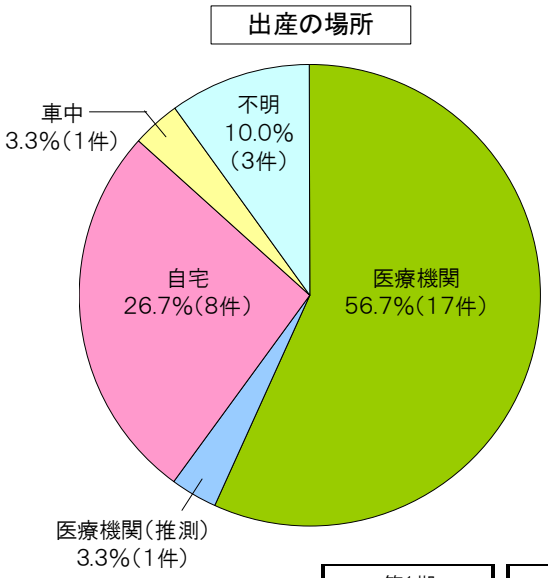

【表 2-8】

（単位:件、%）

項目	細項目	第1期		第2期		合計	
		件数	構成割合	件数	構成割合	件数	構成割合
出産の場所	医療機関	24	47.1	17	56.7	41	50.6
	医療機関（推測）	4	7.8	1	3.3	5	6.2
	自宅	15	29.4	8	26.7	23	28.4
	車中	1	2.0	1	3.3	2	2.5
	不明	7	13.7	3	10.0	10	12.3

イ　子どもを預け入れに来た者

母親が一人で預け入れに来た事例が 11 件（36.7%）、父親のみで預け入れに来た事例が２件（6.7%）、両親で預け入れに来た事例が３件（10.0%）のほか、祖父母や友人が一緒に預け入れに来た事例などがみられた。

【図 2-14】

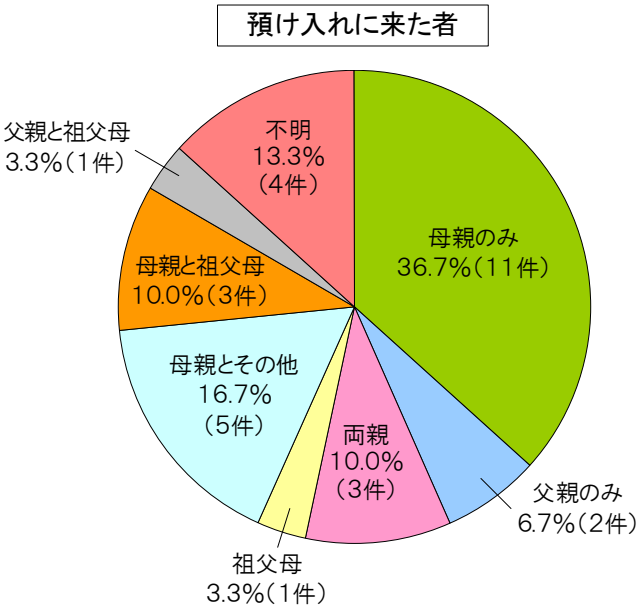

【表 2-9】

（単位:件、%）

項目	細項目	第1期 件数	第1期 構成割合	第2期 件数	第2期 構成割合	合計 件数	合計 構成割合
預け入れに来た者（複数）	母親	38	74.5	22	73.3	60	74.1
	父親	10	19.6	6	20.0	16	19.8
	祖父母	12	23.5	5	16.7	17	21.0
	その他	12	23.5	5	16.7	17	21.0
	（不明）	6	11.8	4	13.3	10	12.3

ウ　主たる移動（交通）手段

ゆりかごまでの移動手段としては、第１期同様、自動車が 13 件（43.3%）で最も多く、以下新幹線等鉄道９件（30.0%）、航空機３件（10.0%）の順となっている。公共交通機関が 40.0%を占めており、距離が遠い場合、公共交通機関の利用割合が高くなっているが、一方で関東地方から生後半月の乳児を自動車を利用して預け入れに来ている事例も見られた。

【図 2-15】

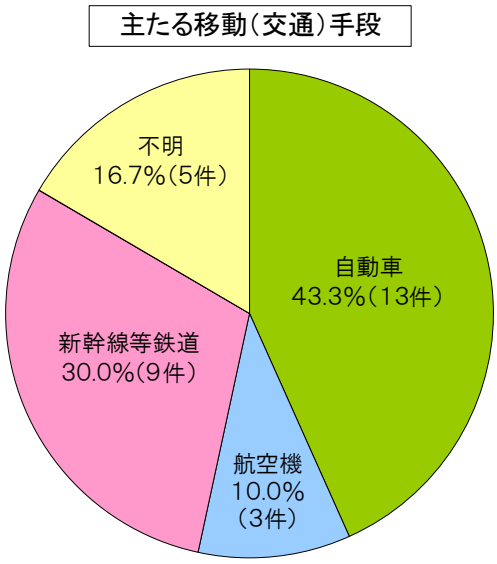

【表 2-10】

（単位:件、%）

項目	細項目	第1期 件数	第1期 構成割合	第2期 件数	第2期 構成割合	合計 件数	合計 構成割合
ゆりかごまでの主たる移動(交通)手段	車（自家用車）	21	41.2	13	43.3	34	42.0
	航空機	7	13.7	3	10.0	10	12.3
	新幹線等鉄道	15	29.4	9	30.0	24	29.6
	その他（上記以外）	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	不明	8	15.7	5	16.7	13	16.0

エ　ゆりかごに預け入れた理由

ゆりかごに預け入れた理由については、「県検証報告書」以降、項目の整理を行い、理由を複数回答としている。ゆりかごに預け入れた主な理由で最も多いものは、生活困窮９件（30.0%）、未婚９件（30.0%）で以下、世間体・戸籍（に入れたくない）６件（20.0%）、パートナーの問題６件（20.0%）などとなっている。

【図 2-16】

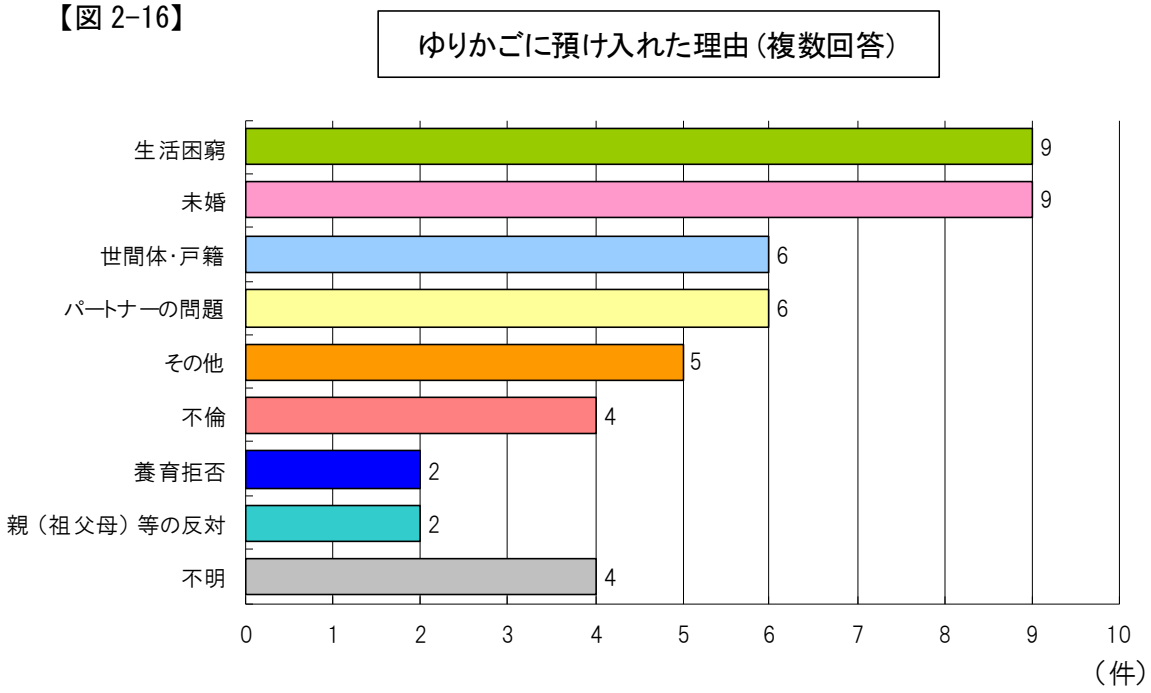

【表 2-11】

（単位：件、%）

項目	細項目	第1期 件数	第1期 構成割合
ゆりかごを利用した理由	生活困窮	7	13.7
	親（祖父母）等の反対	1	2.0
	未婚	3	5.9
	不倫	5	9.8
	強姦	0	0.0
	世間体	3	5.9
	戸籍（に入れたくない）	8	15.7
	パートナーの問題	2	3.9
	母親のうつ･精神障がい	1	2.0
	友人の勧め	1	2.0
	養育拒否	2	3.9
	その他	4	7.8
	不明	14	27.5

項目	細項目	第2期 件数	第2期 構成割合
ゆりかごを利用した理由（複数回答）	生活困窮	9	30.0
	親（祖父母）等の反対	2	6.7
	未婚	9	30.0
	不倫	4	13.3
	世間体･戸籍	6	20.0
	パートナーの問題	6	20.0
	養育拒否	2	6.7
	その他	5	16.7
	不明	4	13.3

２．ゆりかごの利用状況の特徴

ゆりかごの利用状況について第１期第２期通しての特徴は次のとおりである。

（１）預け入れ時の状況について

ア　預け入れ前の家族等への相談について

自宅出産し、母親が一人で預け入れに来た事例が 13 件あり、さらに妊娠や出産の事実すら誰にも話さないままに預け入れに至ったと思われる事例は８件であった。そのほか、学生が同居の家族に相談できずに一人で自宅出産していた事例もみられた。一方で、親族や友人に相談した結果、預け入れに来ている事例もみられた。

イ　預け入れの理由について

第２期において生活の困窮を理由とする預け入れでは、母親の年代は 10 代から 40 代まで広がっており、既婚の割合が半分以上で、さらにパートナーとの間に課題があったとする事例が複数みられた。また、未婚を理由とする預け入れでは、母親の年齢は 10 代から 30 代まで広がっており、加えて、生活困窮、不倫や世間体、パートナーの問題など理由はさまざまであった。

ウ　幼児の預け入れ事例について

新生児の預け入れを想定した施設にもかかわらず、第２期においても第１期同様に、乳児５件、幼児４件の預け入れ事例があった。

エ　障がいのある子どもの事例について

障がいがある子どもが預けられた事例は８件あり、全体の約１割を占めた。障がいの種類も様々で経済的困窮が理由の場合や、子どもの障がいの受容ないし育児等の悩みに耐えかねての預け入れもみられた。

なお、預け入れ以後に病院や児童相談所のスタッフの支援及び家族等の理解と支援が得られて、家庭引取りにつながった事例もあった。

（２）家族等の状況

ア　親の判明について

第１期について、平成 21 年９月 30 日時点で親の身元が判明したのは 74.5%であったのに対し、第２期では、平成 23 年９月 30 日時点において 86.7%と、12.2 ポイント増加している。これは、病院において親と接触できたものについてできる限り相談につなぐ対応がなされていることのほか、病院がゆりかご内に設置した手紙を持ち帰った親から連絡があった場合や、一旦は預け入れたものの親が思い直して連絡を入れてくることにより、多くの事例で親の判明に結びついているものである。

なお、第１期、第２期あわせて親の身元が判明したのは、平成 23 年９月 30 日時点において 82.7%である。

イ　子どもの実父について

子どもの実父が母親と婚姻関係にある（夫である）場合において、実父が出産に反対したため母親が預け入れた事例、また出産後に実父と離婚し経済的な課題もあり預け入れた事例があった。また実父が母親と内縁関係や恋人の関係である場合では、実父が妊娠したこと自体を知らない事例や出産後に実父と連絡が取れなくなった事例がみられ

た。また実父に妻子がある場合では、実父が妊娠を知らない場合や妊娠したことを知っていても何ら支援がない事例がみられた。このような父親の無関心、無責任な状況で、母親が様々な課題に直面し、ゆりかごへの預け入れにとなったものと考えられる。

ウ　その他

特殊な事例として、医療関係者が預け入れに来ていた事例や、父親、母親ともに日本に居住する外国人という事例があった。

（３）預け入れの経緯

ア　自宅出産事例について

自宅出産の事例は第２期では８件あり、全体では 23 件で 28.4%を占めた。このほかに車中での出産も全体で２件あった。自宅出産は、経済的な理由で病院を受診しなかった事例、家族にも相談ができずに出産を迎えた事例などである。出産後も処置を自分で行い、臍の緒を鋏で切る、ゴムや紐で縛っている事例もあった。臍帯の化膿や多血症状態、低体温などの新生児にとって危険な状態がみられた事例もあった。

ほとんどが、妊婦健康診査未受診で母子健康手帳の交付を受けていなかった。

また、あらかじめインターネットで調べて「ゆりかご」に預けようと考え、自宅出産した事例もみられた。

イ　遠距離の移動について

出産後１週間以内に、遠距離（九州外）から預け入れに来た事例は第２期において９件（30.0%）みられた。中には明け方に自宅で出産し、その日のうちに新幹線を使って母親自身が預け入れに来るなど、生後１日以内の遠距離移動による、母子にとって危険な状態が懸念される事例が複数みられた。

ゆりかご利用に係る第１期（平成 19 年５月 10 日から平成 21 年９月 30 日まで）と第２期（平成 21 年 10 月１日から平成 23 年９月 30 日まで）の状況は次のとおりである。

【表 2-12】

（単位：件、％）

項目		細項目	第1期 件数	第1期 構成割合	第2期 件数	第2期 構成割合	合計 件数	合計 構成割合
利用件数			51	100.0	30	100.0	81	100.0
発見日時	曜日別	日曜	8	15.7	4	13.3	12	14.8
		月曜	4	7.8	4	13.3	8	9.9
		火曜	7	13.7	2	6.7	9	11.1
		水曜	7	13.7	5	16.7	12	14.8
		木曜	10	19.6	4	13.3	14	17.3
		金曜	8	15.7	1	3.3	9	11.1
		土曜	7	13.7	10	33.3	17	21.0
	時間帯別	0時～6時	8	15.7	6	20.0	14	17.3
		6時～12時	6	11.8	2	6.7	8	9.9
		12時～18時	17	33.3	12	40.0	29	35.8
		18時～24時	20	39.2	10	33.3	30	37.0
性 別		男	28	54.9	12	40.0	40	49.4
		女	23	45.1	18	60.0	41	50.6
年 齢		新生児（生後1か月未満）	43	84.3	21	70.0	64	79.0
		乳児（生後1か月～生後1年未満）	6	11.8	5	16.7	11	13.6
		幼児（生後1年～就学前）	2	3.9	4	13.3	6	7.4
新生児の体重		1,500g未満	0	0.0	0	0.0	0	0.0
		1,500g以上2,500g未満	7	16.3	1	4.8	8	12.5
		2,500g以上	36	83.7	20	95.2	56	87.5
健康状態		健康	47	92.2	28	93.3	75	92.6
		医療を要したもの	4	7.8	2	6.7	6	7.4
身体的虐待の疑い		虐待の疑いのあった件数	0	0.0	0	0.0	0	0.0
病院から親への手紙		手紙の持ち帰りの件数	36	70.6	23	76.7	59	72.8
遺留品	有の件数	置かれていたもの（着衣以外）の件数	37	72.5	16	53.3	53	65.4
	親の手紙	父母等からの手紙のあった件数	21	41.2	8	26.7	29	35.8
戸籍		熊本市が戸籍を作成した件数	14	27.5	4	13.3	18	22.2
事後接触	接触の有無	父母等からの事後接触の件数	13	25.5	6	20.0	19	23.5
	接触の時期	当日	3	23.1	3	50.0	6	31.6
		2日目から1週間未満	6	46.2	2	33.3	8	42.1
		1週間以上～1か月未満	2	15.4	1	16.7	3	15.8
		1か月以上	2	15.4	0	0.0	2	10.5

【表 2-13】

（単位：件、%）

項目	細項目	第1期		第2期		合計	
		件数	構成割合	件数	構成割合	件数	構成割合
父母等の居住地	熊本県内	0	0.0	6	20.0	6	7.4
	九州（熊本県以外）	13	25.5	7	23.3	20	24.7
	四国	1	2.0	0	0.0	1	1.2
	中国	4	7.8	1	3.3	5	6.2
	近畿	4	7.8	4	13.3	8	9.9
	中部	7	13.7	1	3.3	8	9.9
	関東	11	21.6	7	23.3	18	22.2
	東北	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	北海道	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	（不明）	11	21.6	4	13.3	15	18.5
親の引き取り	親が引き取った件数	7	13.7	4	13.3	11	13.6
母親の年齢	10代	6	11.8	4	13.3	10	12.3
	20代	21	41.2	13	43.3	34	42.0
	30代	10	19.6	8	26.7	18	22.2
	40代	3	5.9	1	3.3	4	4.9
	（不明）	11	21.6	4	13.3	15	18.5
母親の婚姻状況	既婚（婚姻中）	10	19.6	12	40.0	22	27.2
	離婚	13	25.5	3	10.0	16	19.8
	未婚	17	33.3	11	36.7	28	34.6
	不明	11	21.6	4	13.3	15	18.5
預け入れに来た者（複数）	母親	38	74.5	22	73.3	60	74.1
	父親	10	19.6	6	20.0	16	19.8
	祖父母	12	23.5	5	16.7	17	21.0
	その他	12	23.5	5	16.7	17	21.0
	（不明）	6	11.8	4	13.3	10	12.3
出産の場所	医療機関	24	47.1	17	56.7	41	50.6
	医療機関（推測）	4	7.8	1	3.3	5	6.2
	自宅	15	29.4	8	26.7	23	28.4
	車中	1	2.0	1	3.3	2	2.5
	不明	7	13.7	3	10.0	10	12.3
ゆりかごまでの主たる移動（交通）手段	車（自家用車）	21	41.2	13	43.3	34	42.0
	航空機	7	13.7	3	10.0	10	12.3
	新幹線等鉄道	15	29.4	9	30.0	24	29.6
	その他（上記以外）	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	不明	8	15.7	5	16.7	13	16.0

【表 2-14】

（単位：件、%）

項目	細項目	第1期 件数	第1期 構成割合	第2期 件数	第2期 構成割合	合計 件数	合計 構成割合
家庭の状況	ひとり親家庭	11	21.6	2	6.7	13	16.0
	その他	40	78.4	28	93.3	68	84.0
きょうだいの有無	あり	24	47.1	12	40.0	36	44.4
	（うち3人以上）	8	15.7	8	26.7	16	19.8
	なし	16	31.4	14	46.7	30	37.0
	不明	11	21.6	4	13.3	15	18.5
子どもの実父	母親と婚姻中（夫）	7	13.7	9	30.0	16	19.8
	母親と内縁関係	4	7.8	1	3.3	5	6.2
	その他（恋人等）	12	23.5	7	23.3	19	23.5
	その他（詳細不明）	9	17.6	5	16.7	14	17.3
	実父に別の妻子あり	8	15.7	4	13.3	12	14.8
	不明	11	21.6	4	13.3	15	18.5

【表 2-15】

（単位：件、%）

項目	細項目	第1期 件数	第1期 構成割合	第2期 件数	第2期 構成割合
ゆりかごを利用した理由	生活困窮	7	13.7	9	30.0
	親（祖父母）等の反対	1	2.0	2	6.7
	未婚	3	5.9	9	30.0
	不倫	5	9.8	4	13.3
	強姦	0	0.0	6	20.0
	世間体	3	5.9	6	20.0
	戸籍（に入れたくない）	8	15.7	2	6.7
	パートナーの問題	2	3.9	5	16.7
	母親のうつ・精神障がい	1	2.0	4	13.3
	友人の勧め	1	2.0		
	養育拒否	2	3.9		
	その他	4	7.8		
	不明	14	27.5		

※「ゆりかごを利用した理由」の項目整理について

「こうのとりのゆりかご検証会議・最終報告」では、ゆりかごを利用した理由について、13項目で公表されている。その後、下記のとおり、項目整理及び計上方法の見直しを行い、整理した。

○ 項目の見直し（13項目→9項目）

・「世間体」「戸籍（に入れたくない）」⇒「世間体・戸籍」

・「強姦」「母親のうつ・精神障がい」「友人の勧め」⇒「その他」

○ 計上方法の見直し

・ 主たる理由ひとつの単数回答 ⇒ 当てはまる項目を複数選ぶ複数回答

※第1期の数値は、県検証報告書で報告された数値を、平成22年3月31日現在で時点修正したもの。

３　預け入れられた後の子どもの状況

ゆりかごに預け入れられた後の子どもの状況については、第１期では対象となる 51 例について平成 21 年９月末日現在の状況で報告されている。今回は平成 19 年５月 10 日から平成 23 年９月 30 日までの間に預け入れがなされた 81 例について、平成 23 年９月末日現在における預け入れ状況を検証した。

81 件のうち、身元が判明した事例は平成 23 年９月 30 日現在 67 件で、判明した割合は 82.7%、身元が不明の事例は 14 件で割合は 17.3%となっている。これは第１期における身元判明 74.5%、身元不明 25.5%の割合と比べ、判明率が８ポイント上がっている。

以下、身元判明及び身元不明の事例別に養育状況についてみていく。

【図 2-17】

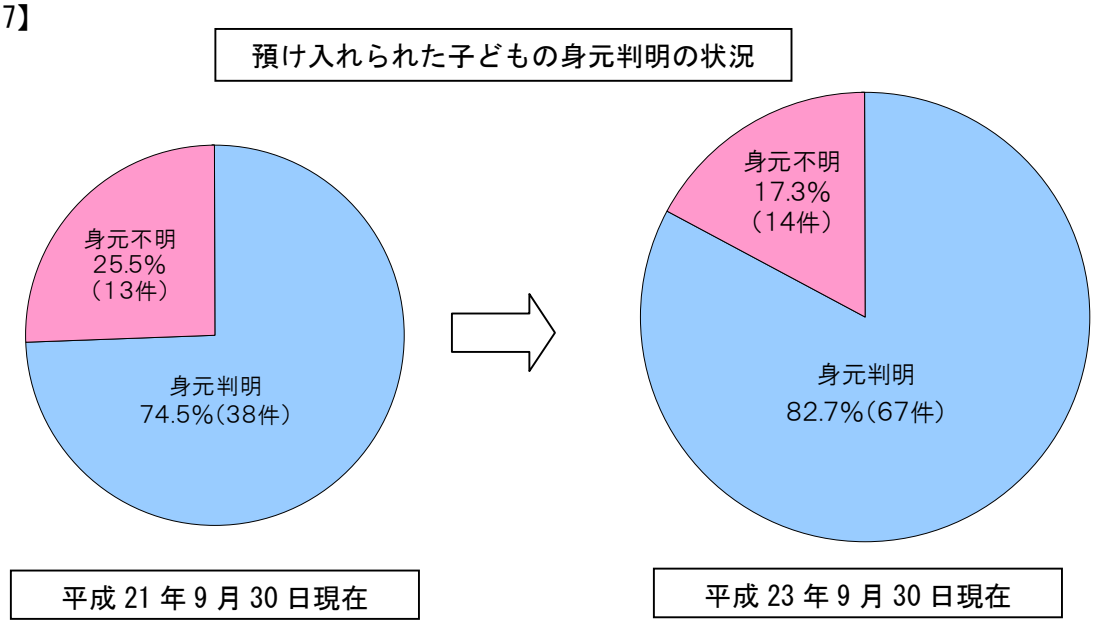

(1)　身元が判明した事例

ア　判明事例における養育状況

身元が判明した事例においては、親の居住地の児童相談所にケース移管され、ケース移管を受けた親の居住地の児童相談所は、通常の要保護児童の場合の取扱いと同様に、社会調査などを行い、子どもの家庭環境を把握したうえで、子どもにとって最善の利益を第一に考え、援助をおこなっている。

身元がわかった 67 件のうち、乳児院で養育されているものが 24 件（35.8%）（判明事例 67 件における割合、以下同じ）、里親のもとで養育されているものが 17 件(25.4%)、家庭に引取られたものが 13 件（19.4%）となっている。また特別養子縁組が成立した事例が９件（13.4%）である。

また、里親のもとで養育されている事例のうち、特別養子縁組に向けて手続きを進めているものが複数ある。

イ　養育状況の推移

身元判明事例について第１期と第２期の比較をすると次のとおりとなる。

【表 2-16】

	子どもの養育の状況	平成21年9月30日現在					平成23年9月30日現在						
		19年度	20年度	21年度	計		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	計	
					件数	構成割合						件数	構成割合
身元判明	乳児院等施設への養育委託	6	16	5	27	71.1	5	5	4	6	4	24	35.8
	里親への養育委託	2	2	0	4	10.5	3	8	2	4	0	17	25.4
	家庭に引き取り、養育	1	3	1	5	13.2	0	5	3	4	1	13	19.4
	特別養子縁組の成立	0	1	0	1	2.6	1	4	4	0	0	9	13.4
	その他	1	0	0	1	2.6	2	0	1	1	0	4	6.0
	計	10	22	6	38	100.0	11	22	14	15	5	67	100.0

まず施設で養育されているものについては全体で 71.1%から 35.8%と半減している。これを年度ごとに見ていくと、19 年度に預け入れられた子ども６人が５人、同じく 20 年度が 16 人から５人、21 年度が５人から４人となっており、これに県検証報告後の 22 年度、23 年度に預け入れられた子どもの 10 人が加わっている。これは早い年度における預け入れ児のうち施設で養育委託されていた子どもの多くが里親委託へ移行したためである。

したがって、里親委託されている子どもの割合は全体で 10.5%から 25.4%と 15 ポイント増加している。これを年度ごとに見ていくと、19 年度に預け入れられた子どもは２人からが３人、同じく 20 年度は２人から８人、21 年度は０人から２人に増えており、これに 22 年度の４人が加わっている。

次に、家庭引き取りの状況についても同様に、５人から 13 人に増加している。年度別では 20 年度に預け入れの子どもが３人から５人、同じく 21 年度は１人が３人、これに 22 年度の４人、23 年度の１人が加わっている。なお、19 年度が１人から０人に減少しているが、これは、家庭引き取り後に特別養子縁組あっせん団体に預けられたことによるものである。

家庭引き取りにつながった主な経緯は、次のとおりである。

・預けられた後、管轄の児童相談所に移管されたが、慈恵病院のスタッフの支援と児童相談所の熱心な指導で、祖父母の協力を得て、家庭引取りとなった。

・既婚の母親であったが、夫婦喧嘩で自宅を飛び出し、職がみつからずに混乱してゆりかごに預け入れたが、父親の協力で夫婦も元の鞘にもどり、母方祖母の協力も得て家庭引取りになった。

・不倫の出産で母親が育児を放棄したために、父親が預け入れた。その後、母親も面会に訪れ、父親の経済的援助を得ることで、母親が引取った。

・未婚、未成年の出産で、誰にも相談ができずに二人で困ってゆりかごに預け入れた事例、及び、20 代の未婚で誰にも相談ができず、ゆりかごに預け入れた事例については、ともに母方や父方の祖母の協力を得て、家庭引取りになった。

次に、特別養子縁組の成立した子どもは１人から９人へと大きく増加している。これを年度ごとにみていくと、19 年度に預け入れられた子ども１人、同じく 20 年度１人であったものが４人、21 年度が４人となっている。

なお、その他については、特別養子縁組あっせん団体に預けられた事例のほか、家庭引き取り後、家族が看護を続けており定期的な病院受診を行い自宅で養育していたが２年後に病気により看護の甲斐なく自宅で亡くなっている事例があった。また、家庭引取り後に特別養子縁組希望の養親に預けられている事例が含まれている。

【図 2-18】

身元判明の事例における養育状況の推移

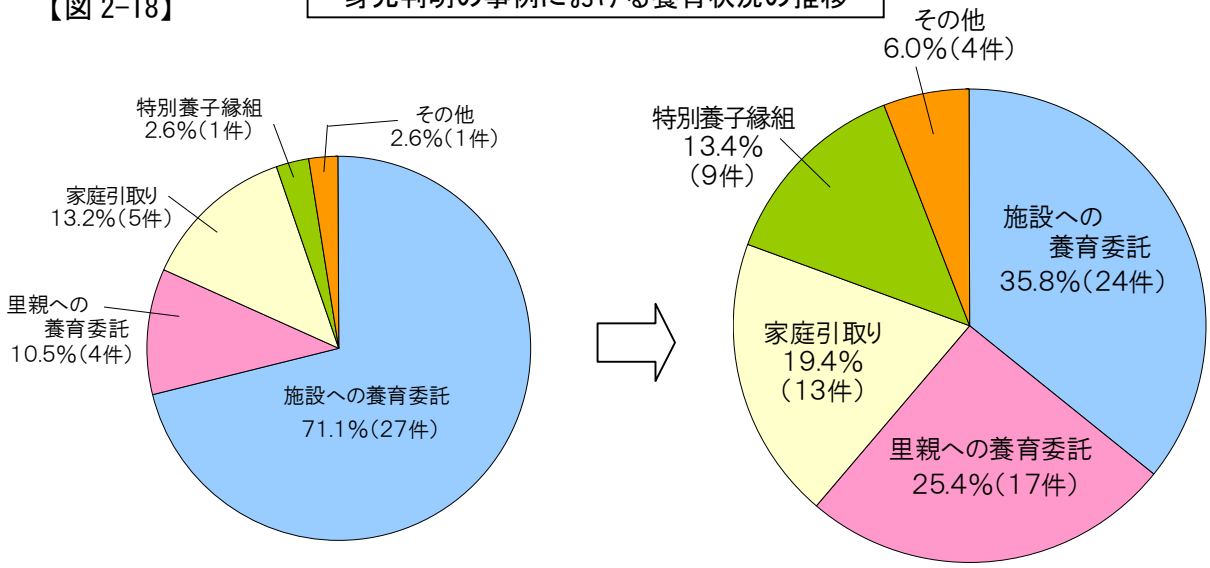

平成 21 年 9 月 30 日現在　　平成 23 年 9 月 30 日現在

(2) 身元不明の事例

ア　不明事例における養育状況の推移

身元が判明していない 14 例について、乳児院で養育されているものが３件で全 14 件における割合は 21.4%、里親のもとで養育されているものが９件で 64.3%となっている。また特別養子縁組が成立した事例が２件で 14.3%となっている。

イ　養育状況の推移

身元が判明していない事例について、第１期と第２期の比較は次のとおりとなる。

【表 2-17】

	子どもの養育の状況	平成21年9月30日現在					平成23年9月30日現在						
		19年度	20年度	21年度	計		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	計	
					件数	構成割合						件数	構成割合
身元不明	乳児院等施設への養育委託	1	1	3	5	38.5	0	1	0	1	1	3	21.4
	里親への養育委託	6	2	0	8	61.5	5	1	1	2	0	9	64.3
	特別養子縁組の成立	0	0	0	0	0.0	1	1	0	0	0	2	14.3
	計	7	3	3	13	100.0	6	3	1	3	1	14	100.0

まず、施設で養育されているものについては、38.5%であったものが、21.4%と約17ポイント減少している。

これを年度ごとにみていくと、19 年度に預け入れられた子どもが１人から０人、同じく 20 年度が１人で増減なし、21 年度は３人から０人となっており、これに 22 年度、23 年度に預けられた子どもの２人が加わっている。このことから早い年度に預け入れた子どもについて施設での養育委託から里親での養育へ移行しており、施設での割合が減少していることがわかる。

次に、里親委託されているものについて、19 年度に預けられた子どもでは６人が５人に、同じく 20 年度では２人が１人に減少している一方で、21 年度と 22 年度あわせて３人が里親委託されている。この減少した２人については里親委託を経てそれぞれ特別養子縁組に移行している。なお、里親のもとで養育されている事例のうち、特別養子縁組に向けて手続きを進めているものが複数ある。

次に特別養子縁組については、第１期においてみられなかった特別養子縁組の成立した事例が 19 年度１人と 20 年度１人の計２人（14.3%）となっている。

平成 21 年９月 30 日と平成 23 年９月 30 日での養育状況についてグラフに示すと次のとおりとなる。

【図 2-19】

身元不明の事例における養育状況の推移

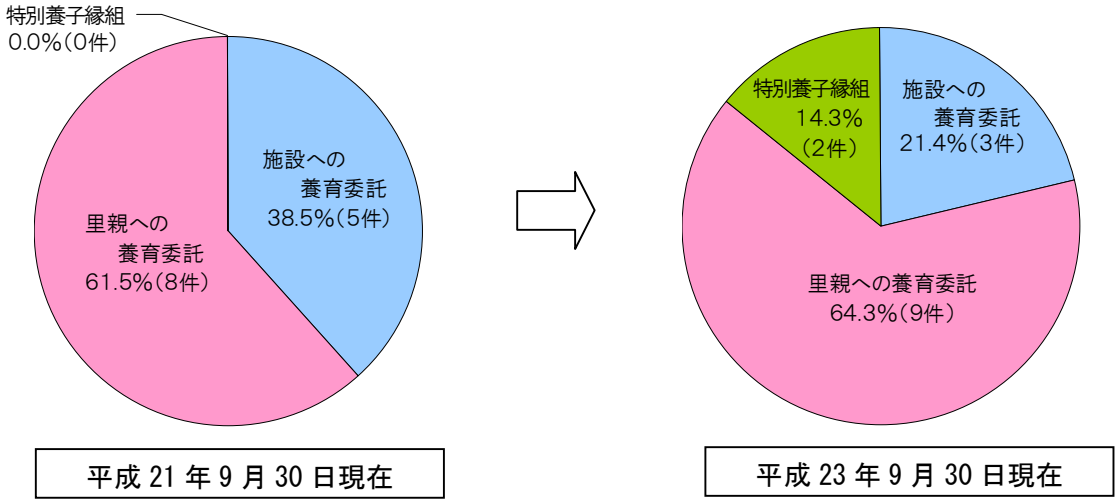

平成 21 年 9 月 30 日現在　　平成 23 年 9 月 30 日現在

なお、各年度における預け入れ後の変化については次の図のとおりである。

【図 2-20】

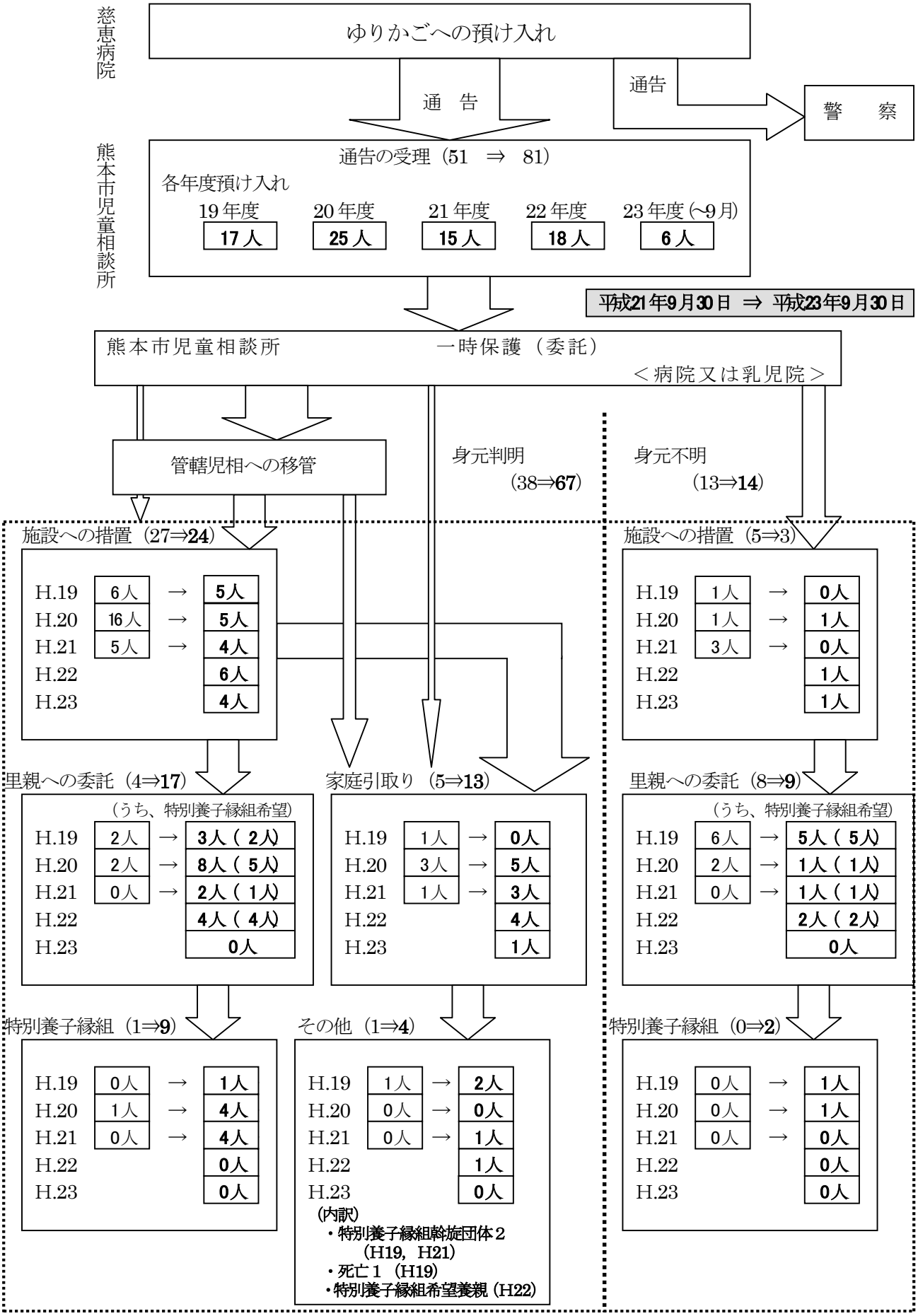

第３章　妊娠・出産にかかる相談体制と対応状況

１　慈恵病院での相談対応の状況

慈恵病院では、平成 14 年から定期的に期間を限定して実施していた「妊娠かっとう（悩み）相談」を、ゆりかごの計画を機に充実させ、ゆりかご開設前の平成 18 年 11 月から 24 時間無料電話相談（SOS 赤ちゃんとお母さんの相談窓口）を開始した。この電話相談は、24 時間 365 日体制で３人の相談員（※）が対応している。

相談は全国から寄せられ、相談件数は増加傾向にある。ゆりかごと一体的な運用がなされていることもあり、電話相談に限らず、来院による相談や、緊急な対応を必要とする深刻な事例なども見られる。こうした事例では、ゆりかご利用事例とも共通する背景を持つ者も多く、ゆりかご利用の潜在層ともいえる事例が含まれている。

（※）慈恵病院職員３名で電話相談に当たってきたが、平成 23 年３月からは、相談員のうち２名を外部委託している。

「県検証報告書」では、平成 19、20 年度の状況について報告されているため、本報告では平成 21、22 年度の状況についてまとめた。

(1) 相談対応の実績

ア　相談件数の推移

慈恵病院に寄せられた新規の相談件数は平成 21 年度に 513 件、平成 22 年度 591 件、合わせて 1104 件の相談が寄せられており、増加の傾向にある。これを 19、20 年度の合計 973 件と比較すると 13.5%の伸びとなっている。

【図 3-1】

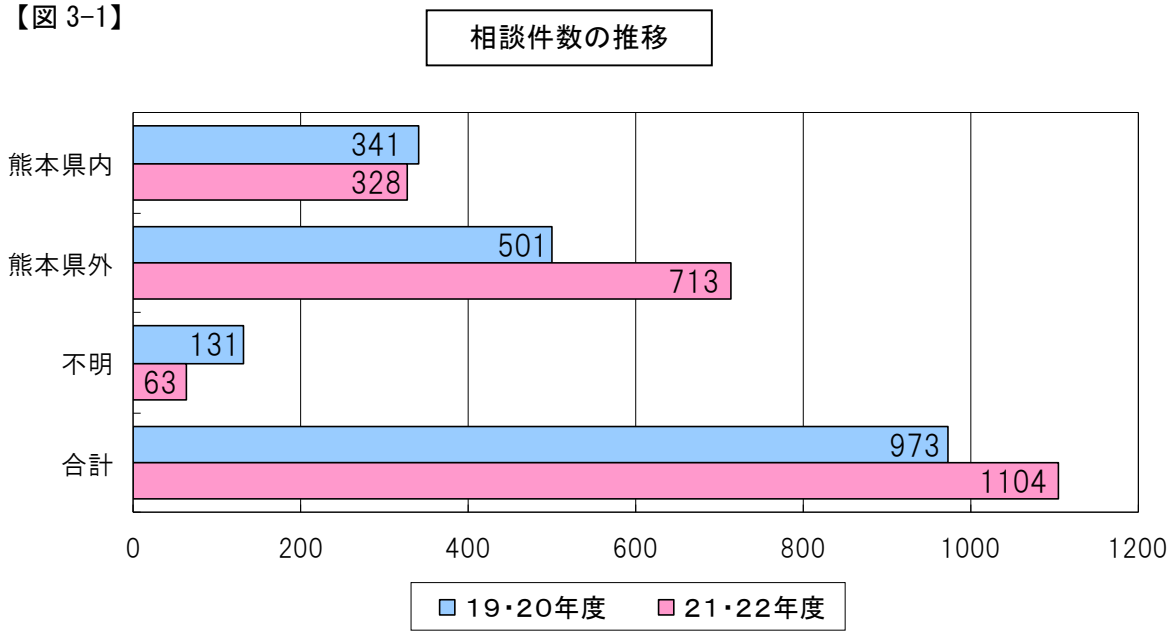

イ　相談者の居住地域

相談者の居住地域は、県内からは 328 件（29.7%）、県外からは 713 件（64.6%）、不明が 63 件（5.7%）であり、県内に比べ県外から多くの相談が寄せられている。

【図 3-2】

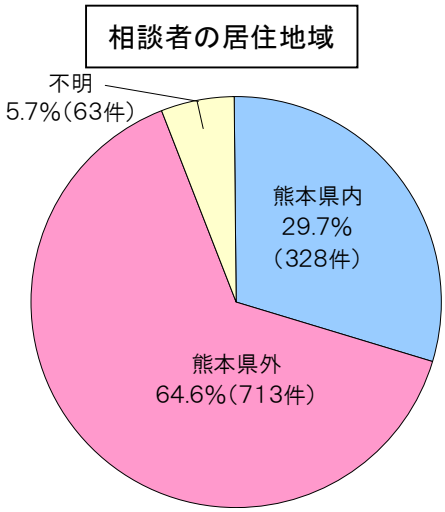

ウ　相談方法、相談時間

(ｱ) 相談の方法

方法別の相談件数は、電話が 1025 件（92.8%）、来所 57 件（5.2%）、となっており、電話相談が全体の約９割を占めている。電話相談窓口にもかかわらず、来所での相談もみられることが、他の電話相談機関にはみられない特徴であり、この傾向は 19 年度から続いている。

(ｲ) 相談の時間帯

時間帯別相談件数は、９時から 17 時までが 573 件（51.9%）と過半数を占め、次いで 17 時から 24 時までが 367 件（33.2%）、０時から９時までが 164 件(14.9%)となっている。

昼間（９時から 17 時まで）の時間帯が５割を占めているが、夕方から夜中までの時間帯も３分の１を占めており、さらに深夜から早朝の時間帯にも一定の相談があっている。

【図 3-3】

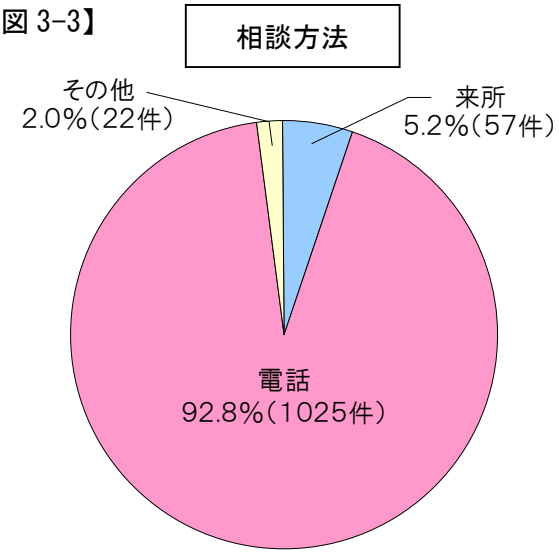

【図 3-4】

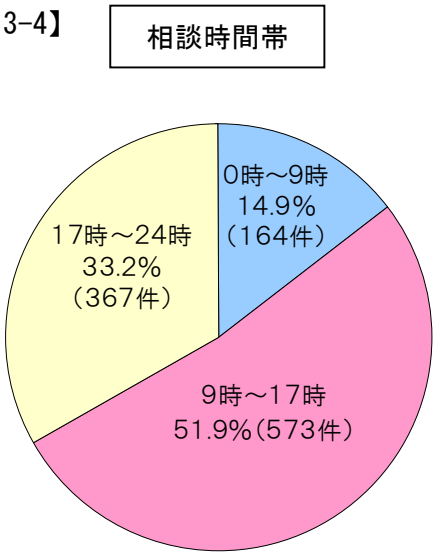

エ　相談者の状況

（ｱ）　相談してきた者

母親本人が 781 件（70.7%）と最も多く、次いで、家族・知人 175 件（15.9%）、夫・パートナー99 件（9.0%）となっている。母親本人からの相談は約７割である。

（ｲ）　相談者の年齢

相談者の年齢別件数は、年齢順に、15 歳未満 17 件（1.5%）、15～18 歳未満 74 件（6.7%）、18～20 歳未満 59 件（5.3%）、20 歳代 388 件（35.1%）、30 歳代 337 件（30.5%）、40 歳代 74 件（6.7%）、50 歳以上 19 件（1.7%）などとなっている。10 歳代から 20 歳代で 538 件（48.7%）と半数近くを占めている。

（ｳ）　未婚・既婚の別（婚姻の有無）

未婚・既婚別件数では、既婚（婚姻中）442 件（40.0%）、未婚 416 件（37.7%）、離婚 71 件（6.4%）の順になっている。未婚者より既婚者からの相談が多くなっている。

オ　相談内容及び対応状況

（ｱ）　相談内容

相談内容別件数は、思いがけない妊娠についての相談が 292 件（26.4%）と最も多く、次いで妊娠・避妊に関する相談 263 件（23.8%）、出産・養育についての相談が 106 件（9.6%）、妊娠・出産前後の不安に関する相談 73 件（6.6%）、中絶についての相談 65 件（5.9%）などとなっている。

【図 3-5】

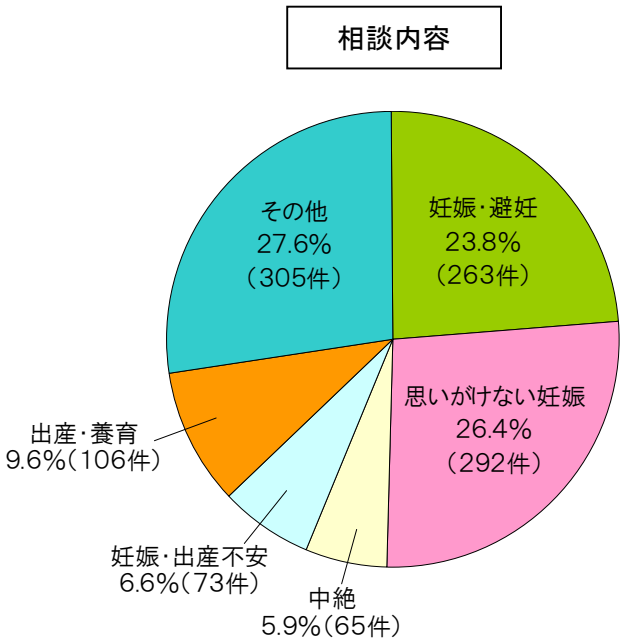

（ｲ）　対応状況

対応状況では、傾聴・助言が 531 件（48.1%）と最も多く、次いで他機関紹介が 254 件（23.0%）、情報提供が 203 件（18.4%）、来所案内 81 件（7.3%）、緊急対応

33 件（3.0%）などとなっている。

(2) 相談事例への緊急的対応（緊急対応・緊急面談）

病院相談事例の中で緊急的対応を行ったケースは、平成 21 年度 21 件、平成 22 年度 12 件、合計 33 件であった。

このうち、陣痛が既に始まっているなどしており、何らかの「緊急対応」を必要としたものが 12 件、最初の電話相談を受けずに、直接来院し（本人又は家族同行、紹介など）、面接面談を希望した場合や、産科で妊婦健診受診中に不安定になるなど、面談の必要を感じ、急遽、面談を行った場合などの「緊急面談」を行ったものが 21 件となっている。

なお、ゆりかごのインターホンを押した事例は、平成 21 年度１件であった。

【表 3-1】

（単位;件）

	21年度	22年度	合 計
緊急対応	10	2	12
緊急面談	11	10	21
合計	21	12	33

このうち、特筆すべき緊急対応・緊急面談の事例は、次のとおりである。

◆相談事例Ａ：ゆりかごのインターホンを押して相談した事例。夫の浮気が原因でけんかし、睡眠薬等を飲んで入院したが、退院後自宅には帰りたくないとのことで母親と子どもが来院相談。

◆相談事例Ｂ：ゆりかごの前からＳＯＳ電話相談した事例。別れた交際相手の子どもを妊娠後、今の夫と結婚した。夫は妊娠していたことを知って結婚したが、育てることはできないと言われ、出産したらゆりかごに預けることを考えていた。子どもを預かってほしいとのことで来院。本人に対し乳児院で預かるか、養子に出すかになることを伝え、病院から管轄の児童相談所へつないだ。

◆相談事例Ｃ：ゆりかごの前からＳＯＳ電話相談した事例。未婚で出産し、子どもを保育園に預けて働きたいとして、区役所や児童相談所、ハローワークにも行ったが、仕事が決まらないので、仕事や住むところが決まるまで預かってほしいとのことで近畿地方から車を運転して来院。

◆相談事例Ｄ：ゆりかごの前で職員に会い面談になった事例。半年ほど前から夫とけんかが絶えず、離婚を考えている。子ども二人は夫の両親が面倒見るとしていたが、結局、自分で見なければならなくなった。しかし、自分の両親も病気で、自分も無職でありお金がないので面倒が見られないとしてゆりかごへ預け入れるために来院。

◆相談事例Ｅ：来院し職員に声をかけ面談になった事例。現在妊娠３３週。結婚しよう思っていたが、７か月のときに別れてくれといわれた。実家の両親からも出産・子育てに反対され、おばに面倒を見てもらっている。経済的に一人で育てられないとのことで来院。特別養子縁組手続きになる。

◆相談事例Ｆ：県外居住の男性からの相談。相手の女性が妊娠１０か月だが医療機関未受診で、母子手帳も

なく、予定日不明で出産する病院を探している。父親は前の交際相手で、育てることは困難として、施設やゆりかごを考えている。緊急出産の受け入れ可能な病院を紹介、同日帝王切開で出産。

◆相談事例Ｇ：県外から電話相談があり緊急対応した事例。女児を自宅出産。妊娠したときには、交際相手が面倒を見てくれることだったが、会社が倒産し相手が行方不明になった。１人では育てられず、養子に出したいと相談。養子縁組あっせん関係者が関わり、特別養子縁組の手続きになる。

(3) 相談事例での特別養子縁組の状況

【表３－2】

（単位;件）

内容＼年度		19年度	20年度	21年度	22年度	合 計
養親希望相談件数		189	126	151	171	637
特別養子縁組事例件数	慈恵病院での出産	18	22	20	23	83
	他院での出産	8	8	7	7	30
	計	26	30	27	30	113

※時点修正で、県検証報告書と数値が異なるものがある。

慈恵病院には、特別養子縁組で養親となることを希望する相談も寄せられており、相談件数は平成 21 年度、平成 22 年度の合計で 322 件となる。またこれらのうち 57 件について、慈恵病院から紹介された特別養子縁組あっせん関係者を介して、特別養子縁組の手続きに入っている。

(4) 慈恵病院における相談事例の特徴

慈恵病院における相談事例の 21 年度 22 年度２か年度の特徴は次のとおりである。

ア　妊娠している本人からの相談が 70.7%と多い。

イ　県内地域からの相談が 29.7%、熊本県外からの相談が 64.6%あり、広域の相談も依然多い。

ウ　相談者の年齢は、20 代、30 代がそれぞれ 30%を超えており、18 歳未満からの相談も８%ほどいる。

エ　相談内容では思いがけない妊娠が最も多く、全体の４分の１以上（26.4%）を占めている。

オ　匿名の電話相談ではあるが、相談全体 973 件のうち 842 件（86.5%）について、相談者が居住地域を明らかにしている。

カ　平成 21 年度、22 年度で 56 件が特別養子縁組につながっている。平成 19 年度、平成 20 年度とあわせ、４年間での合計は 112 件となっている。

キ　緊急対応・緊急面談の事例の中には、ゆりかごの事例と同じく妊娠出産にかかわるひっ迫した事例がみられた。

２　妊娠・出産にかかる熊本県・熊本市における相談対応の状況

熊本県では、ゆりかご開設に併せて、中央児童相談所に電話回線を設けるとともに、県女性相談センター（妊娠とこころの相談(注)）を含め、匿名での出産・養育に関する相談への対応を図った。また、熊本市においても、ゆりかごの開設と同時期に、新たに 24 時間の電話相談（妊娠に関する悩み電話相談）を始めた。また市役所本庁舎にある福祉総合相談室の相談員を増員するなどして相談体制の充実を図った。このように、熊本県、熊本市ともに電話相談及び来所相談による相談体制を図り、相談対応にあたっている。

（注）電話相談対応時間（月曜日から土曜日　９:00～22:00）

(1) 熊本県・熊本市における相談対応状況

ア　相談件数

平成 21、22 年度の相談件数は、合計で熊本県 253 件、熊本市 830 件となっている。いずれも 19 年度、20 年度と比較して減少している。

【図 3-6】

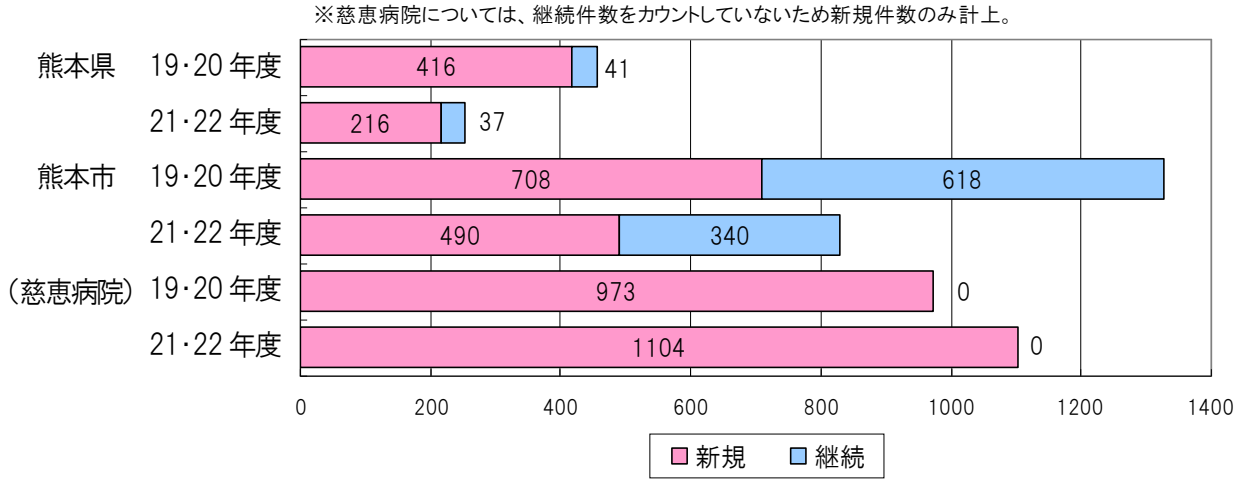

イ　相談方法、時間帯

(ｱ)　相談の方法

方法別の相談件数は、熊本県では電話対応のみで 253 件（100.0%）、熊本市では電話が 573 件（69.0%）来所が 257 件（31.0%）、となっている。

【表 3-3】

			21年度		22年度		合　計	
			件数	%	件数	%	件数	%
相談方法	熊本県	来所	―	―	―	―	―	―
		電話	129	100.0	124	100.0	253	100.0
		計	129	100.0	124	100.0	253	100.0
	熊本市	来所	141	32.1	116	29.7	257	31.0
		電話	298	67.9	275	70.3	573	69.0
		計	439	100.0	391	100.0	830	100.0

【図 3-7】

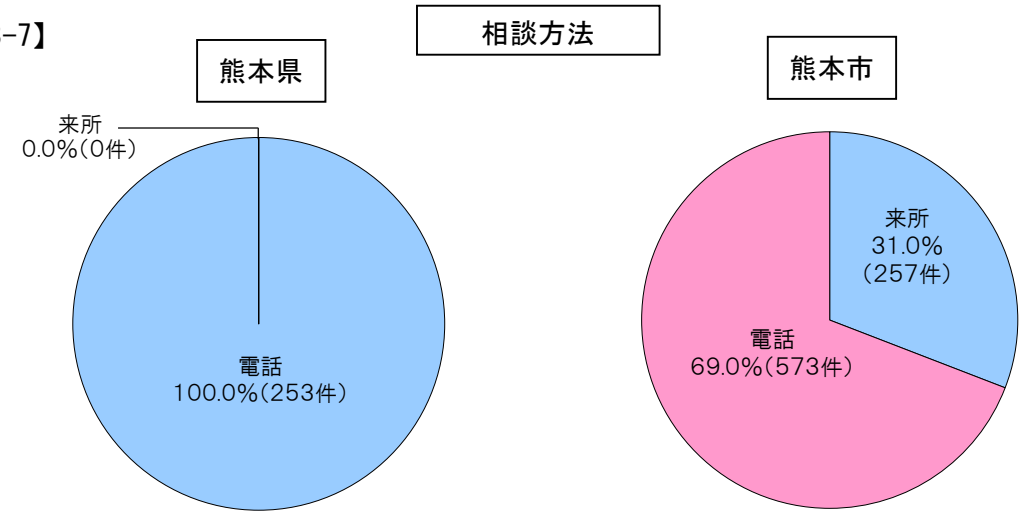

（ｲ） 相談の時間帯

時間帯別相談件数は、熊本県では９時から 17 時までが 179 件（70.8%）で、次いで 17 時から 24 時までが 74 件（29.2%）となっている。熊本市では、９時から 17 時までが 617 件（74.3%）で、次いで 17 時から 24 時までが 148 件（17.8%）、０時から９時までが 65 件(7.8%)となっている。

このように県、市とも昼間（９時から 17 時まで）の時間帯が７割を占めている。

【表 3-4】

			21年度		22年度		合 計	
			件数	%	件数	%	件数	%
相談時間帯	熊本県	0:00～9:00	0	0.0	0	0.0	0	0.0
		9:00～17:00	95	73.6	84	67.7	179	70.8
		17:00～24:00	34	26.4	40	32.3	74	29.2
		計	129	100.0	124	100.0	253	100.0
	熊本市	0:00～9:00	28	6.4	37	9.5	65	7.8
		9:00～17:00	352	80.2	265	67.8	617	74.3
		17:00～24:00	59	13.4	89	22.8	148	17.8
		計	439	100.0	391	100.0	830	100.0

【図 3-8】

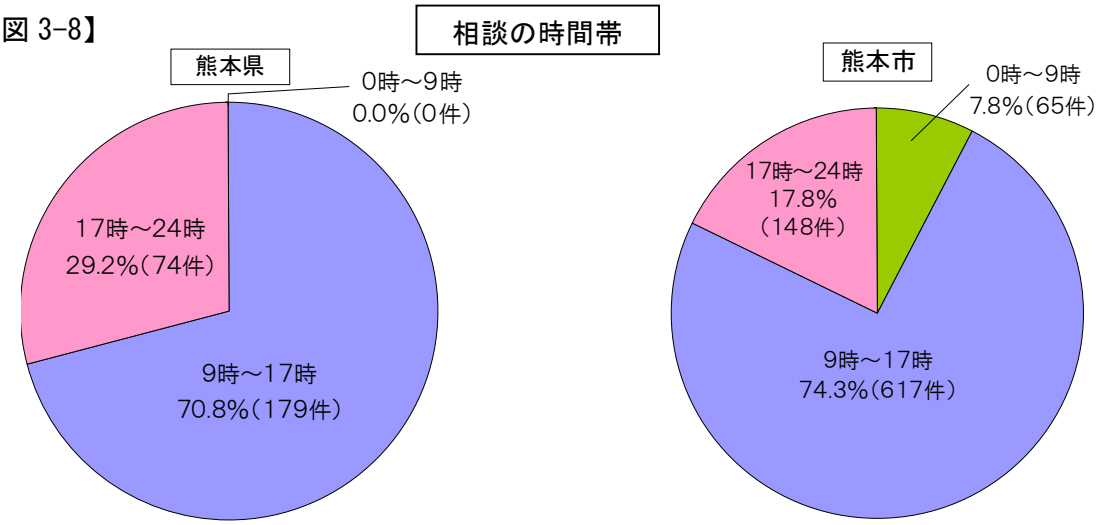

ウ　相談者の状況

熊本県では本人が 214 件（84.6%）と最も多く、次いで、家族・知人 26 件（10.3%）などとなっている。

熊本市においても、本人が 602 件（72.5%）と最も多く、次いで夫・パートナー81 件（9.8%）、家族・知人 63 件（7.6%）などとなっている。

【表 3-5】

			21年度		22年度		合　計	
			件数	%	件数	%	件数	%
相談してきた者	熊本県	本人	108	83.7	106	85.5	214	84.6
		家族･知人	11	8.5	15	12.1	26	10.3
		夫･パートナー	8	6.2	1	0.8	9	3.6
		その他	2	1.6	2	1.6	4	1.6
		計	129	100.0	124	100.0	253	100.0
	熊本市	本人	320	72.9	282	72.1	602	72.5
		家族･知人	37	8.4	26	6.6	63	7.6
		夫･パートナー	35	8.0	46	11.8	81	9.8
		その他	47	10.7	37	9.5	84	10.1
		計	439	100.0	391	100.0	830	100.0

【図 3-9】

相談してきたもの

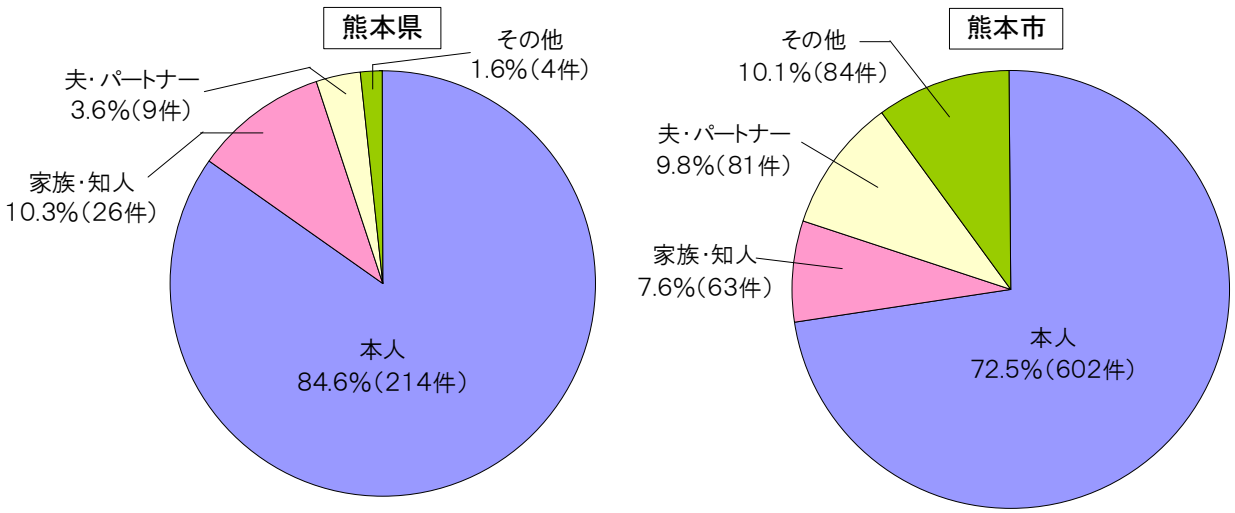

エ　相談内容

相談内容別件数では、熊本県では妊娠・避妊に関する相談 107 件（42.3%）と最も多く、次いで思いがけない妊娠についての相談が 38 件（15.0%）、中絶についての相談 20 件（7.9%）、出産・養育についての相談が 17 件（6.7%）、妊娠・出産前後の不安に関する相談５件（2.0%）などとなっている。

熊本市では、妊娠・避妊に関する相談が 216 件（26.0%）と最も多く、次いで思いがけない妊娠についての相談が 213 件（25.7%）、出産・養育についての相談が 198 件（23.9%）、中絶についての相談 98 件（11.8%）、妊娠・出産前後の不安に関する相談 65 件（7.8%）などとなっている。

【表 3-6】

			21年度		22年度		合　計	
			件数	%	件数	%	件数	%
相談内容	熊本県	妊娠･避妊	50	38.8	57	46.0	107	42.3
		思いがけない妊娠	21	16.3	17	13.7	38	15.0
		中絶	17	13.2	3	2.4	20	7.9
		妊娠･出産不安	2	1.6	3	2.4	5	2.0
		出産･養育	4	3.1	13	10.5	17	6.7
		その他	35	27.1	31	25.0	66	26.1
		計	129	100.0	124	100.0	253	100.0
	熊本市	妊娠･避妊	96	21.9	120	30.7	216	26.0
		思いがけない妊娠	91	20.7	122	31.2	213	25.7
		中絶	53	12.1	45	11.5	98	11.8
		妊娠･出産不安	30	6.8	35	9.0	65	7.8
		出産･養育	143	32.6	55	14.1	198	23.9
		その他	26	5.9	14	3.6	40	4.8
		計	439	100.0	391	100.0	830	100.0

【図 3-10】

相談内容

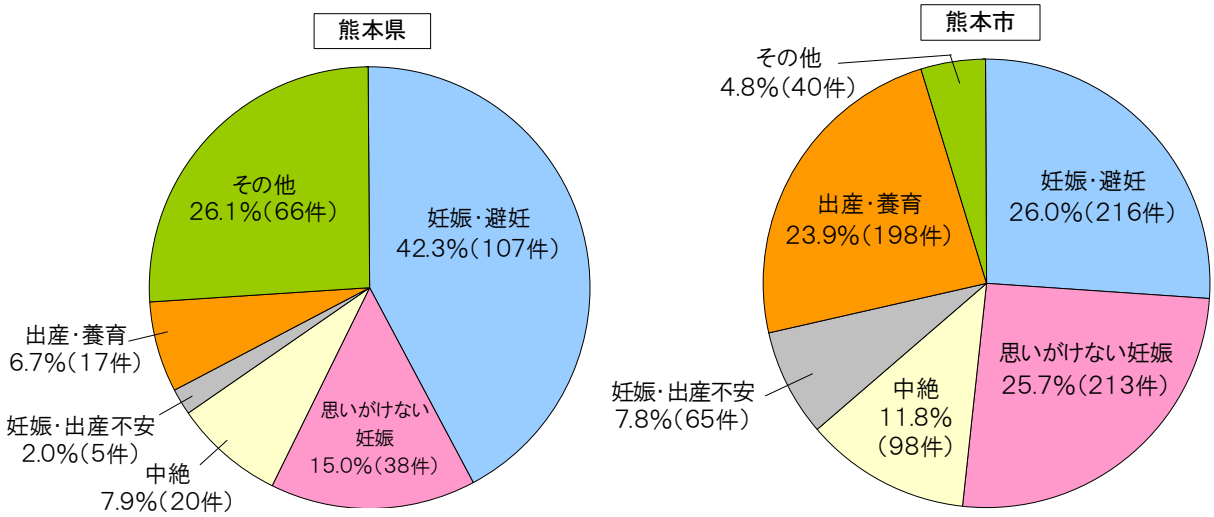

オ　行政への相談の特徴

熊本県･熊本市に対する相談についての 21 年度 22 年度の特徴は次のとおりである。

(ｱ)　県では電話相談が 100%、市では電話相談が約 70%、来所相談が約 30%となっている。

(ｲ)　相談時間帯では県、市とも、昼間（９：00～17：00）が約 70%となっている。

(ｳ)　相談者別では、本人からの相談が県では 80%以上、市では 70%以上である。

(ｴ)　相談内容別では、県では「妊娠・避妊」に関する相談が 42%と最も多く、市では「出産・養育」に関する相談が 27%、次いで「妊娠・避妊」、「思いがけない妊娠」の相談がそれぞれ 24%と多い。これは、市では養育相談における支援窓口を持っていることによるものと思われる。

第４章　ゆりかご事例と相談事例からみえる諸課題

「県検証報告」においては、ゆりかご事例と相談事例の分析を通じて多くの課題が示されているが、第２期においても、第１期で示された課題とほぼ同様の課題が認められた。当専門部会では、第１期の課題を踏まえ、さまざまな意見が出されたが、ここでは、第２期において認められた特徴的な課題や新たな課題を中心に整理した。

１　ゆりかごに預け入れる以前の課題

(1) 公的相談機関の対応のあり方について

第２期においても、預け入れる以前に公的相談機関が何らかの関わりを持っていた事例が複数みられた。

このような事例においては、相談者が求める内容に対し、公的相談機関の提供する支援方法や対応策が合致せず、また、相談者自身が公的な相談窓口や支援制度に関する理解が不足していたため、必要な相談に結びつかず、預け入れに至ったものがある。

○　経済的困窮で児童相談所や福祉事務所等に入所相談を行ったものの、速やかな解決に至らずに、ゆりかごに預け入れた事例

◆事例Ａ：妊娠中は育てられると思っていたが、収入がなくなったため、児童相談所に相談したところ生活保護を紹介され、生活保護相談も行なったが受けられないと言われたことから、ゆりかごに預けるしかないと思い、未入籍の両親が預け入れた。

◆事例Ｂ：未婚で妊娠し、中絶に１０万円かかると言われできなかった。市の福祉課に相談したが、母子生活支援施設は空きがなく入れなかった。病院で出産後、市の保健師の訪問を受けたが相談ができなかった。「ゆりかご」をインターネットで知り、電話相談より直接行ったほうが保護してもらえると思い預け入れた。

これらの事例は、経済的困窮から、福祉面での支援について相談を行ったが、本人の抱える問題が福祉面からだけでは解決が困難であったため、妊娠・育児相談にかかる相談窓口と連携した対応が求められたケースである。本人が置かれた状況を総合的に把握し、具体的な問題解決につながるような相談対応が望まれる。また、妊娠・育児相談に対して緊急対応できる窓口の必要性も感じられる。

○　生活保護等の公的支援を受けているにもかかわらず、担当部署に妊娠したことを相談しないままゆりかごに預け入れた事例

◆事例Ｃ：母子家庭で生活保護を受けながら前夫との子を５人育てており、別の男性との間に６人目を妊娠。出産がわかったら生活保護を取り消されると思った。自宅出産し、経済的に育てられず、出生届も出せないとして預け入れた。

この事例は、本人の妊娠期間中、生活保護のケースワーカーが本人の妊娠に気づいておらず、生活状況を十分に把握できていなかったことに加えて、生活保護に関しての本人の思い込みが、預け入れにつながっている。このほかにも、出産したら生活保護や児童扶養手当が廃止されるという自己判断で預け入れをした事例が複数みられる。生活保護等の福祉制度の運用のあり方にも課題がないのか検討する必要がある。

(2) 妊娠・出産期からの支援体制について

妊娠期から出産に至る時期は、その後の親子関係、ひいては子どもの人格形成のスタートの重要な時期であるが、ゆりかご事例、病院相談事例にみられるように、この時期に多くの問題がある。特に未成年、産後うつが疑われる場合などリスクの高い（ハイリスク）妊婦等への支援、生活苦、思いがけない妊娠、望まない出産、障がい児を出産した親等への支援に関する課題がみられる。このため、それぞれの抱える問題に応じた細やかな対応と支援体制の充実が求められる。

◆事例Ｄ：既婚で３人目の妊娠。夫に大反対され、また生活が苦しく、これ以上は子どもを育てられないとの理由で、誰にも相談せず、自宅出産後に新幹線を利用して預け入れた。なお、夫は中絶したと思っており、出産事実を知らなかった。

◆事例Ｅ：妊娠し、同棲しようとした矢先に婚約者が行方不明となった。一人では経済的に育てられない、また、戸籍にも載せたくないとして、自宅出産し、インターネットでゆりかごを調べて預け入れた。親には、子どものことを何度も相談しようと思ったが話せなかった。

◆事例Ｆ：未成年での妊娠、自宅出産の事例。家族と一緒に住み、きょうだいも多いなかで生活していたが、誰も妊娠したこと、自宅で出産したことに気づかず、本人も家族に話せないままゆりかごへ預け入れた。

◆事例Ｇ：未婚での妊娠。最初は産む方向で相手と話していたが、その後、産むか産まないかでもめたことから、相手とも会わなくなった。自宅出産した１か月後、仕事に復帰する前日に預け入れた。預け入れ時の児の体重は 2,200ｇ、全身冷感、衣服の汚れ、悪臭がみられた。

◆事例Ｈ：医療機関で出産。子どもには四肢に軽度の障がいがあり、病院もかかわり、退院後の治療計画等もたてられていたが、退院したその日に預け入れた。

◆事例Ｉ：医療機関で出産。子どもには複数の障がいがあったが、病院側の支援もあり父母ともに頑張って養育しよう思っていた。しかし、さらに別の障がいがあることを告知され、また、信頼していた主治医が代わったこともあって、「もう、だめか」と思い、預け入れた。

これらのうち、特に障がい児を出産した親が預け入れた事例からは、「障がい」の受容や育児に関しての細かな支援の必要性が認めらる。

障がいの受容と育児の困難さ、障がい児を生んだ自責感などを含め、さまざまな悩みを抱えている親を支えていくために、医療機関・行政機関・家族等の多くの連携と支援が必要であるとともに、障がいに対する本人や周囲の理解を高めていかなければならない。

⑶ 妊娠・出産に対する意識・理解について

自分が望んでない妊娠・出産に対して、特に若年者の事例の場合、「思いがけない出来事」として対処しようとする傾向がみられる。心の準備も無く、自分の命を継承する者が生まれてくることに喜びを持てないまま出産に至った事例が少なくない。こうした背景には、若い世代の妊娠・出産に対する基本的な知識が不足しているという実態がある。

このため、家庭や学校をはじめ、さまざまな機会をとらえて、若年層から命を大切にする教育や性教育をさらに充実していくとともに、あわせて、妊娠・出産・育児に関する福祉制度や公的相談窓口の周知を積極的に進めることが必要である。

また、ゆりかご事例においては、相手の男性が、妊娠が判明すると行方不明になったり、出産しても認知しなかったり、ゆりかごの利用を勧めたりするなど、男性の側が妊娠・出産に対して当事者としての自覚を持ちえていない例も少なくない。

男性自身が、妊娠・出産・育児の問題は自らの問題でもあることをきちんと自覚することが必要であり、そのことについて社会に強く訴えていくとともに、そのための教育や啓発に力を入れていくことが重要である。

⑷ ゆりかごに預け入れられるまでの危険性について

ゆりかごに預け入れられた以降の子どもの安全確保については、病院において設備面及び受け入れ態勢の両面において十分な体制がとられており、開設当初から現在に至るまで、子どもの安全にかかわる問題は発生していない。

しかしながら、ゆりかごに預け入れられるまでの過程において、母子の身体的な安全が懸念されるという問題が「県検証報告書」で指摘されていたにもかかわらず、第２期においても、産後間もない母親と子どもが、ゆりかごを目指して長距離を移動してくるという事例が複数見られた。特に、出産直後を含め浅い日数で長距離を移動することについては、母子ともに生命が危険にさらされる可能性が高い。

また、ゆりかごに預け入れることを前提として、自宅出産し、自分で出産後の処置を行った事例や車中で出産した事例など、長距離移動と同様、生命の危険性を伴う事例も複数見られた。

このため、ゆりかご運用にかかる問題として、これらの危険性について十分な注意喚起を行う必要がある。

◆事例Ｊ：事前にインターネットでゆりかごを調べて、自宅出産後、生まれてすぐの子どもを飛行機に乗せて預け入れた。

◆事例Ｋ：ゆりかごへ移動中の車中で出産。未成年の母親は、預け入れ時、出血が多く母親の命の危険があるも診察拒否していたが慈恵病院の説得の末、治療を受け入れ入院となった。

２　ゆりかごの運用面と対応における課題

(1) 慈恵病院での対応

本報告では、専門部会でこれまで３か月に１度行われてきた運用状況の議論も踏まえ、ゆりかごの運用に対する慈恵病院の対応について検討を行った。

ア　施設の運用、初期対応について

平成 23 年１月 23 日から産科・小児科棟の新設に伴い、ゆりかごの施設も新病棟に移動した。その後、相談者が預け入れ前にインターホンを押したところ、鳴動するブザーに病院職員が気づかず、応答がなかったことから預け入れられた事例が発生した。これに対して、直ちに設備面での改善が図られているが、定められた手順により的確な対応の徹底が求められる。なお、この時には預け入れ者との相談につながり、身元が判明している。

イ　幼児の預け入れ事例について

「ゆりかご」は新生児を想定して運用されているが、幼児が６例（第１期２人、第２期４人）みられている。預けられた時点での最高年齢となるのは、推定年齢が３歳の事例であり、この場合、自分が「ゆりかご」に預けられたことを記憶している。その後の愛着形成上も問題があり、このような事例を回避するために、ゆりかごは新生児を預ける施設で、幼児を預ける施設ではないことの周知を徹底すべきである。

ウ　ゆりかごの中に置かれた手紙について

ゆりかごの中には、預け入れた親が持ち帰ることができるよう「両親に宛てた手紙」が入れられている。親の中には、その後、この手紙を読んで思い返し、連絡を入れてきた事例がある。

なお、慈恵病院において、この手紙の文言について修正を検討されている。手紙は病院の私信であるが、手紙の内容は、子どもの福祉に寄与するような内容になるよう、修正は十分注意をもって行われたい。

エ　預け入れた者との面接、身元判明について

これまでゆりかごに預け入れられた事例のうち、約半数についてゆりかごの預け入れの際にその場での預け入れ者との面接につながり、身元が判明している。

一方、これまで身元が判明しなかった事例は、第１期末で 11 件（22%）、第２期末で４件（13%）と割合は大きく減少している。

これは、ゆりかごが当初匿名での預け入れを前面に出していたが、その後、ホームページやゆりかごの扉の表示を変更したことにより、預け入れ後に親等からの連絡に結びついた事例がやや増えていることが背景にある。その一方で、預け入れ時に病院職員がかけつけたにもかかわらず、相談につながらず身元の判明ができていない事例がある。身元が分からないということは、預け入れられた子どもの出自をはじめとした、その後の養育に必要な情報が全くないということである。

このため、病院においても、出来るだけ子どもの出自を把握する必要性を預け入れた者に理解してもらうための努力を行なうとともに、預け入れた者との接触につながる方法や、接触が困難な場合でも、何かひとつでも手がかりを残してもらうための方

策などの検討が必要である。

(2) 児童相談所および関係機関の対応

ア　保護者を探す努力について

預け入れに際し、預け入れ者との相談につながらなかった場合には、遺留品や残された手紙等の情報を手がかりとして児童相談所が社会調査を行っている。第１期の事例では、接触ができたものの詳細を明かさない保護者に対し、病院への相談記録から身元が特定されたこともあったが、第２期の身元不明ケースにおいては、情報が全くなく手がかりがつかめない事例がみられた。

イ　就籍手続きについて

第１期事例では、ゆりかごに預け入れ後に、身元不明のため熊本市が就籍手続きを行なった後に、親が出生届を提出していたことが判明して二重戸籍となったため、親による戸籍の訂正手続きを要する事例があった。第２期においては、早い段階で命名を行うものの、就籍までには十分な調査期間を経たうえで行っており、二重戸籍の問題は発生していない。しかし、身元不明の場合は、二重戸籍となる危険性は常に存在する。

(3) 利用状況などの公表について

利用状況の公表にあたっては、子どもの人権を守ることを第一とすべきであり、公表内容には十分な配慮が必要である。一方では「ゆりかご」利用の問題点（危険性）について広く理解を促し、安易に「ゆりかご」が利用されないような報道が必要であり、今後とも公表のあり方について慎重に判断していく必要がある。

なお、「ゆりかご」の呼称については、マスメディアの中には「赤ちゃんポスト」の表現を用いているところがあるが、実際に子どもを養育している関係者から子どもを物のように扱う印象を与える呼称に対する懸念が出されており、継続して表現の見直しを求めて行く必要がある。

３　預け入れられた後の子どもの援助に関する課題

(1) 児童相談所での保護・援助について

第１期に続き第２期においても、東北、北海道地域を除く全国各地からゆりかごへの預け入れがある。このため、熊本市児童相談所は、平成 22 年度の全国児童相談所長会議において、預け入れられた子どもの社会調査とケース移管後の子どもの状況についての調査への協力を依頼しており、全国各地の児童相談所の理解と協力により子どもの状況について、一定の現況把握ができている。

熊本市児童相談所は、全国の児童相談所の協力を得ながら、引き続き、子どもの状況を把握していく必要がある。

⑵ 子どもの健全な成長の確保について

県検証報告書でも課題としてあげられていたが、身元が判明しない場合、措置された施設や里親において、子どもを養育していくうえで、必要な情報が得られないため、様々な支障や困難が出てくることが懸念される。

将来にわたって子どもの健全な成長を確保する上で、身元の判明は重要な課題である。

⑶ 措置解除の判断

ゆりかご事例は、保護者等が養育することができず、最終的には、公的機関を利用することなく預け入れに至ったものである。預け入れ後に児童相談所が関わることになるが、その取扱いは、あくまでも虐待事例となる。したがって、措置中の援助においても、措置解除の判断においても、虐待事例としての対応が求められる。

とりわけ措置解除については、極めて慎重な判断が必要であり、児童福祉法に基づき、児童福祉審議会の議に付するなどの方法も考えられる。

⑷ 里親制度と養子縁組制度をめぐる課題

ア 里親制度について

できるだけ早い時期から家庭的な環境で養護されることは、子どもの人格形成上、大変重要である。

里親制度について、県検証報告書においても里親制度の周知・広報を含めた制度の充実を図る必要が挙げられていたが、その後国においても家庭的な養護への転換が示され、里親制度の充実に向けた取り組みが推進されている。今後とも里親登録数を増やすための制度の周知・広報や、児童相談所や地域の協議会等による里親支援の強化などをさらに進める必要がある。

イ 特別養子縁組について

特別養子縁組に関しては、県検証報告書において、

・親が判明しない事例で特別養子縁組が認容されるのか、判断が難しい
・養子縁組あっせんの実態が見えない状況がある
・特別養子縁組後に至った場合、その後の公的なフォローができにくい

など、多くの課題が示されていた。

親が判明しない事例における特別養子縁組については、第１期において成立した例は無かったが、第２期においては２例成立している。しかし、身元不明であるがゆえに縁組成立までに時間がかかっている。

また、養子縁組あっせんの実態について児童相談所に十分な情報がないことや特別養子縁組後の公的なフォローの必要性については、当専門部会でおいて委員の多くから指摘されており、引き続き課題として残っている。

４　措置解除後の子どもに対する援助について

家庭引取りや特別養子縁組成立後は、措置が解除され原則として、児童相談所とのつながりは消える。しかしながら、里親が行う養育において、成長に伴うさまざまな悩みを相談し、支援する機関として、児童相談所や里親会が必要とされているように、家庭引取りや特別養子縁組が成立した場合においても、子どもの成長に応じた適切な支援のあり方を検討する必要がある。

第５章　ゆりかごへの評価

１　子どもの人権・子どもの福祉の観点からの評価

(1) 出自を知る権利の保障の面からの評価

子どもの権利を保障する観点から、子どもが実の親を知る権利、自らの出自を知る権利は保障されなければならず、子どもの身元がわからない事態は避けなければならない。

子どもは、独立した人格と尊厳を持ち、権利を享有し行使する主体であり、その権利は保障されなければならない。

この理念に立って、ゆりかごに預けられた子どもの人権を考えるとき、単に保護の対象としてさまざまな福祉を考えるにとどまらず、子どもとの意思疎通や意見交換の中からその子が求める「最善の利益」を発見し、それを実現させていくための対応が求められる。

この観点は、こうのとりのゆりかごの運用全過程において十分に尊重されなければならないが、特に現時点で問題となるのは、子どもの出自が不明となる事例が存在していることである。

今後、子どもが自分の実の親を知ろうと思ったとき、それがどのような結果になろうとも、その子の求めに応じることができるように、ゆりかごに関わる関係者は、子どもの出自を知る権利を守るために、できうる限りの努力をおこなっていかなければならない。

身元がわからないまま預けられた子どもにとって、たとえ養育の環境が十分に整えられ、実親に育てられた場合よりもその子にとって幸福であったとされる場合でも、それをもって、自らの出自を知る権利が阻害されていることへの代償とはならない。

5 年のゆりかごの運用を経て、これまで関係機関の努力により、多くの事例で身元が判明しているが、その一方で、現時点までに身元が判明しない子どもも一定数存在する。

身元不明の事例が皆無となるよう引き続き努力を続けていくとともに、今後預け入れがあった場合、身元の判明につなげる手法を病院や関係機関とも十分に協議し、自らの出自を知るという子どもの権利の保障をめざしてしていかなければならない。

なお、預入者を匿名にすることと、子どもの出自を明らかにすることとは矛盾しないと考えるべきである。預入者の実名を運用上関わった者が知り得たとしても、それをいかなる機関・個人にも公表しないことで匿名性は維持されるからである。現時点までに身元が判明しない子どもが存在することに留意して、今後は制度上もできうる限り子どもの出自に関する情報を確保できるような方法を工夫すべきである。

(2)　生命の保障、生命・身体の安全の確保の面からの評価

自宅での出産や預け入れまでの過程で生後まもない子どもの遠距離の預け入れが続いており、子どもの生命にかかわる事故が起こっても不思議ではない事例が数多くみられるなど、預け入れ後の安全性をもって、生命・身体の安全性が確保されていると評価することは難しい。

第１期の検証では、直接的に生命が助かったということは明言できず、ゆりかごに預け入れたことにより「養育をつなぐ」という点において一定の意義が認められていた。その一方で、体温の維持すらできない生後まもない子どもを遠方から連れてくる行為は、子どもの身体・生命の危険を伴い、大きな問題であり、そうしたこと自体が児童虐待に当たる可能性のある行為ともいえるとされていた。

今回の検証においても、個別の事例の検証を通じ、「養育をつなぐ」という有効性をみとめるものの、預け入れまでの過程で生後まもない子どもを遠くから長時間かけて、飛行機・電車・自動車等を使い連れてくる行為や、ゆりかごへの預け入れを前提とした自宅出産や車中出産が依然として続き、子どもの生命にかかわる事故が起こっても不思議ではない事案がみられるなど、単に安全性が確保されていると評価することは難しいと思われる。

「預け入れ後の」安全性が確保されていることをもって、刑法上は危険性がないものとして違法性を問わないとされてきたことに対し、今後は預け入れに至る状況も踏まえて総合的な視点から事例ごとの安全性の検証が必要と思われる。

(3)「安易な預け入れにつながっていないか」との観点からの評価

預け入れることへの不安や葛藤が見られない、明らかに自己都合による“利用”とみなされる事例が出てきており、安易な預け入れにつながっている面がある。

「県検証報告書」においては、ゆりかごの設置当初から安全な設備を持つゆりかごに預けることで、妊娠を誰にも打ち明けられない閉塞感、孤独感の中で子どもの命を救うために止む無く利用するといった切羽詰った利用がある一方で、実名での相談を忌避し、匿名での預け入れをすることで、自分のみの幸せを優先している利用がみられていた。しかし、ゆりかごを利用したことによって、結果としては、子どもの養育が支えられることになった事例が多く、また、ゆりかごの存在が相談を増加させ、思い止まっての相談も少なくないことから、ゆりかごは支援につなげる緊急避難的装置を有する相談として有意義であると考えられてきた。

今回の検証においては、これまでと同様な事例がみられるが、そのほかに、たとえば仕事をする上で預ける施設がすぐにみつからないことからゆりかごを利用した事例や、留学のた

め子どもを育てられないことから預け入れた事例など、ゆりかごに預けなければならない切羽詰った必然性が感じられない事例が複数みられている。この切迫感が感じられないことは、預け入れ者が匿名にこだわっていないところにもみられ、預け入れた後にすんなり面接に応じたり、「何かあったら連絡ください」と連絡先を残しているところにもみられる。

なお、子どもの未成年後見人が子どもをゆりかごに預け、子どもが相続した財産を横領、その後逮捕されるといった犯罪に利用された非常に残念な事例があった。

(4) ゆりかごの匿名性の観点からの評価

ゆりかごの匿名性は、母子にとっての緊急避難として機能し、さまざまな援助に結びつける入口となりうる一方で、子どもの人権及び子どもの養育環境を整える面から最後まで匿名を貫くことは容認できない。

これまでのゆりかご事例では、預け入れに来た者との接触により面談につながった事例も多く、預け入れ後に自ら名乗り出てくる事例もある。そして、このような場合は預け入れに来た者との面談を重ねていく中で結果として実名化を受け入れている。

匿名性が援助への敷居を低くしている側面はあるにしても、その後の子どもの養育環境を整える上で実名化は必要であり、預け入れにあたり実名化を前提とした上で預け入れ者の秘密を守るといった手法についても検討していく必要がある。

2　公的機関の対応の面からの評価

ゆりかごに預け入れられた子どもの処遇については、すべて特別養子縁組に出されると一部で考えられているが、公的機関において要保護児童として丁寧にかつ慎重に取り扱われている。

預け入れられた子どもは遺棄されたものと判断され、親と分離され、まずは心身の安全が保たれる環境が確保されることになるが、そののちには、子どもの最善の利益が図られるよう、施設での養育、里親への委託などの制度を利用しつつ、あわせて実親への援助を行いながら、実親との再統合を目指してできる限りの努力が払われなければならない。

身元が判明した事例では、乳児院で養育されているものが３分の１強、里親のもとで養育されているものが４分の１、家庭に引取られたものが５分の１程度となっている。また、特別養子縁組が成立した事例が１割強である。身元の判明に至らなかった事例においても、乳児院で養育、里親のもとで養育、特別養子縁組とそれぞれの事情に沿った養育先が選定されている。

このようにゆりかごは民間病院の取組ではあるが、預け入れられたあとの対応は病院の手を離れ、児童福祉法等に基づき、公的機関が関与した上で、子どもにとっての最善の方策がはかられるよう努力されている。

３「相談業務と一体的に運用されるゆりかご」としての評価

当初の目的であった「相談業務と一体的に運用されるゆりかご（新生児相談室）」といった視点がより明確化された運用がなされている。

ゆりかごの特徴は、慈恵病院が実施している相談業務と一体的に運用されている点であり、「県検証報告書」においてもその点が評価されている。

ゆりかご設置にあたって、熊本市は医療法上の許可の際、留意事項の一つとして「相談機能の強化」の遵守を条件として付している。このため、当専門部会では、慈恵病院がゆりかごに預け入れた者と面接できた場合においての面接・相談の内容や経過の検証のほか、慈恵病院における電話相談の内容、特に緊急対応・緊急面談の内容と経過についても検証を行ってきた。

預け入れた後にゆりかごの中に置かれた「両親に宛てた手紙」を読み、引き返して来て相談につながった事例や、事後に電話を入れて来院して相談し、家庭引取りに至った事例などにみられるように、相談業務と一体的に運用されることにより、結果として、全体の８割強で身元の判明につながっていると考えられる。

今回の検証内容からも、当初の目的であった「相談業務と一体的に運用されるゆりかご（新生児相談室）」といった視点がより明確化された運用がなされていることが確認できる。その点は積極的に評価することができる。

第６章　今後の対応策　　－各機関への要望－

依然として全国から子どもたちの預け入れが続いている現状からは、単に「こうのとりのゆりかご」が抱える課題だけでなく、子どもの養護に関する様々な問題も見えてくる。これらの課題に対する取り組みとして、以下のとおり各機関への要望をまとめた。

１　慈恵病院に対する要望

・預け入れに至る前に相談につなぐ方策をさらに充実していただきたい。
・預け入れがあった場合においても、可能な限り相談につなぎ、子どもの身元判明につながるためのあらゆる努力を行っていただきたい。
・母子の安全確保のため、自宅出産の危険性や出産直後の長距離での移動の危険性の周知にさらに努めていただきたい。
・ゆりかごの運用に当たり熊本市とも十分に連携を取られたい。
・新生児のための施設であることの周知を徹底していただきたい。

２　熊本市に対する要望

・身元不明の子どもが現に存在し、その子らの親を知る権利を侵害しているおそれがあるので、身元の判明のため引き続き調査を徹底していただきたい。
・他の児童相談所に移管された子どもを含め、預けられた子どもたちの現在の状況の把握に十分努められたい。
・里親委託をさらに推進するとともに、子どもの養育を担っている里親についても、子どもの成長とともにさまざまな課題が出てくることから、そのような里親の支援を十分に行っていただきたい。
・ゆりかごへの預け入れや虐待を行った親への支援のしくみを確立していただきたい。
・育児困難な低所得世帯への援助（金銭的援助のみではなく、相談窓口やその他のサポートを含む）について特に検討していただきたい。
・県検証報告書において出された要望について、実現に向けての国への働きかけを続けていただきたい。

３　国に対する要望

・支援を要する母子の把握や遺棄された子どもの身元判明につなげるため、各医療機関で出生した子どもについて市町村へ出生届が完了しているかどうかが確認できるような全国的なシステムの導入について検討いただきたい。
・事前に公的相談窓口等への相談があれば、預け入れを回避できた事例も多くあることから、妊娠・出産や子育てに関する相談窓口や支援制度についてさらなる周知・広報に努めていただきたい。
・国においても、上記以外の県検証報告書での提言に対し、引き続き取り組まれたい。
（※　県検証報告書における国に対する提言と要望の概要については巻末資料５を参照）

４　全国の行政・関係機関に対する要望

・ゆりかごへの預け入れ前に公的機関への相談を行っている事例が引き続いてみられることから、機関相互の連携を図り、相談にあたって十分な受け入れ体制をもって臨んでいただきたい。

・ゆりかごへ預け入れた児童の調査にあたっては、関係する児童相談所においても積極的に協力いただきたい。

・ケース移管後において引き続き、子どもの養育にあたり、ゆりかごに預けられた経緯を十分にふまえ、子どもの最善の福祉を考えて対応していただきたい。

・ゆりかごへの預け入れや虐待を行った親への支援のしくみを確立していただきたい。

・育児困難な低所得世帯への援助（金銭的援助のみではなく、相談窓口やその他のサポートを含む）について特に検討していただきたい。

・産科医療機関においては、社会的ハイリスクの妊娠や出産に対しての注意深いフォローアップとその情報を行政機関へ連絡するなど、連携を行なっていただきたい。

５　マスメディア関係者に対する要望

・社会に対して安易なゆりかご利用に対する警鐘を広く鳴らすとともに、報道におけるゆりかごの呼称への配慮を求めたい。

・妊娠・出産・子育てに関する相談窓口や里親制度等について関心や理解を促すための協力をお願いしたい。

６　地域社会の人々に対する要望

・子育てについて課題を抱える人たちに対し、地域においても医療機関、行政機関と連携して家族の支えとなるように協力していただきたい。

おわりに

当専門部会では、３か月ごとに行なわれる短期的検証において、預け入れがなされた事例一つ一つについて、設置許可時の留意事項が遵守されているかを重点に検証してきた。この短期的検証における事例の検証内容を基本として、さらに預け入れ後の状況などより広い視点からの検討を行い、中期的観点からの様々な議論を経て報告書のとりまとめに至ったものである。

ゆりかごの設置から４年以上が経過し、ゆりかごの利用状況についても、県検証報告書で報告された時点以降の状況の変化や、県検証報告書で指摘されていた課題について依然として残されているものなど、様々な課題がみられた。

特に、預け入れ時におけるこどもの生命の安全性について、預け入れに至る過程まで含めて見た場合に危険性は払拭できず、果たして安全といえるか、といった「ゆりかごまでの危険性」も改めて確認された。

また、設置から既に４年以上の歳月の中で子どもは成長しており、子どもの成長に伴いみえてきた課題については、今回、委託先の里親や入所施設からの聴き取りも行った上で議論を重ねた。預け入れによって養育の支援につながったものの、その後に子どもが生きていくうえで不可欠な子どもの権利についての課題は、今後も引き続き検討を行なっていかなければならない。

なお、それぞれの児童相談所に移管された子どもの現況や支援の状況など事例の調査などにあたっては、全国の児童相談所にご協力をいただいたことに心から感謝を申し上げる。

この検証を通じて、これまで積み重ねてきた議論や課題の整理については、今後とも継続していくことが大切であると考える。

こうのとりのゆりかご専門部会委員名簿

氏　　名	役　　職	分　野
弟子丸　元紀	益城病院医師	児童精神科
国宗　直子	弁護士	法律
三渕　浩	熊本大学医学部附属病院 新生児学寄附講座教授	小児科
山崎　史郎	熊本学園大学 社会福祉学部教授	心理学
山縣　文治	大阪市立大学大学院 生活科学研究科教授	児童福祉
上村　宏渕	熊本県養護協議会会長 （福）龍山学苑理事長	福祉施設

こうのとりのゆりかご専門部会審議経過

開催年月日	事　項	内　　容
平成 22 年４月 22 日	第 14 回専門部会	・預け入れ状況の検証（対象期間；平成 22 年１月～３月） ・検証のあり方について議論
平成 22 年７月 22 日	第 15 回専門部会	・預け入れ状況の検証（対象期間；平成 22 年４月～６月） ・論点項目に関する議論
平成 22 年 10 月 19 日	第 16 回専門部会	・預け入れ状況の検証（対象期間；平成 22 年７月～９月） ・論点項目に関する議論
平成 23 年１月 19 日～１月 20 日	第 17 回専門部会	・預け入れ状況の検証（対象期間；平成 23 年 10 月～12 月） ・慈恵病院視察（新施設）
平成 23 年４月 28 日	第 18 回専門部会	・預け入れ状況の検証（対象期間；平成 23 年１月～３月） ・論点項目に関する議論
平成 23 年７月 21 日	第 19 回専門部会	・預け入れ状況の検証（対象期間；平成 23 年４月～６月） ・論点項目に関する議論
平成 23 年８月 28 日～８月 29 日	第 20 回専門部会	・論点項目に関する議論 ・養育関係者（乳児院、里親）との意見交換
平成 23 年 10 月 18 日	第 21 回専門部会	・預け入れ状況の検証（対象期間；平成 23 年７月～９月） ・論点項目に関する議論
平成 23 年 11 月 16 日	第 22 回専門部会	・論点項目に関する議論 ・報告書案への意見
平成 24 年１月 23 日	第 23 回専門部会	・報告書案への意見
平成 24 年３月 27 日	第 24 回専門部会	・報告書案の確認

＊　中期的観点からの検証を実施した平成 22 年度以降の専門部会の審議経過